

第37回宍粟市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成22年9月9日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 9月9日 午前9時30分宣告（第2日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（19名）

1番 岸本義明議員	2番 寄川靖宏議員
3番 高山政信議員	4番 秋田裕三議員
5番 西本諭議員	6番 岡崎久和議員
7番 東豊俊議員	8番 福嶋齊議員
9番 大倉澄子議員	10番 實友勉議員
11番 大上正司議員	12番 木藤幹雄議員
13番 山下由美議員	14番 岡前治生議員
16番 藤原正憲議員	17番 伊藤一郎議員
18番 岩薮昭美議員	19番 小林健志議員
20番 岡田初雄議員	

欠席議員（1名）

15番 山根昇議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 畑 中 正 之 君 書 記 榎 谷 米 男 君

書 記 長 尾 紀 子 君

書 記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 長	伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長	清 水 弘 和 君	市 民 生 活 部 長	大 谷 司 郎 君
健康福祉部長	秋 武 賢 是 君	産 業 部 長	平 野 安 雄 君
農業委員会事務局長	上 田 学 君	土 木 部 長	神 名 博 信 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	福 元 晶 三 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消 防 本 部 消 防 長	野 崎 信 君

(午前 9時30分 開議)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。

お知らせをいたします。

山根 昇議員より本日の本会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので、御報告をいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、報告をいたします。

9月6日の本会議におきまして、第27号議案、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例についての質疑中、高山政信議員に対する米山芳博水道部長の答弁を次のとおり訂正の旨、申し出がありました。

内容につきましては、千種町簡易水道全体の給水接続率を聞かれたことに対し、平成22年3月末で63.0%と答えるべきところを、千種町下水処理区全体の下水道接続率である90.87%と回答したものであり、この訂正申し出を許可したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、さように決しました。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(岡田初雄君) 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番、東 豊俊議員。

○7番(東 豊俊君) おはようございます。7番、東でございます。光風会代表質問を3点にわたって行います。

まず、1点目は、行政・農協・森林組合の一心団体についてであります。

行政は、宍粟は一つとして、商工業はもとより活性、発展に向け、あらゆる施策を打ち出しながら鋭意取り組みをされているところです。そのような中で、農業に関しては、補償施策も含め農家がよりよい方向に向かうよう努めてはいるものの、その停滞をとめることは難しくなってきております。また、林業に関しても、木材供給センターの完成も間近となり、希望の出発点を待つところとなっておりますが、木材情勢は厳しいものがあることは御周知のとおりです。全国の郡部において、停

滞を防いでいる市町村は、その大半が行政・農協・森林組合が一心団体となって進んでいるようです。

御案内のように、人口5万にも満たない宍粟市にあって、農協が二つに分かれております。市内の農家が形態の違う農協との関係にあることになります。さらに、その関係上の満足度はよいとは思えないようです。農協には、それぞれ経営方針があつてしかるべきではありますが、宍粟の農業・農家にとって、今の状態が望ましいとは言いがたいものであると思います。また、森林組合と林業経営者（素材業者）との関係も必ずしも満足とは言いがたいものがあるように聞き及んでおります。そのようなことから、今後の充実発展を望み、行政がリーダーシップをとりながら、二つの農協合わせての懇話会、また、森林組合と林業経営者（素材業者）の懇話会を持つことを第一歩として、一心団体に向ける行動が必要と考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、学校規模適正化についてであります。

現在、学校規模適正化については、教育委員会・担当部局において鋭意取り組みをされているところですが、この件については、早く進めるべきではないでしょうか。何ゆえの規模適正化なのか。それは、地域のためではなく、教職員を含めたPTAのためでもなく、児童生徒のためにほかならないからであります。そのような中において、児童生徒は自己の主張はできないと思うわけです。小規模、複式でも、学校充実に向けて努力することはできますが、児童生徒の満足度を考えた場合は、必ずしもこのままでよいとは言えないのではないのでしょうか。児童生徒の将来のため、一日も早くその環境を整えていくべきと思いますがいかがでしょうか。

3点目です。避難場所の見直しと案内看板の設置について。

災害に備えて、現在、避難場所を設定しておりますが、適切とは思えない場所もあるように聞き及んでおります。そのようなことから、避難場所を見直して、1つに、各自治会に1カ所を設定。場所については、自治会長から情報・意見収集により決定をし、自治会内の住民へは、自治会長から周知徹底を図る。2つには、市内の小校区に1カ所を設定。場所については、広範囲の校区もあることから、2カ所のところもあり得ると思われるので、校区での決定になればよいと思うところですが、校区内、校区外の住民すべての人の目にとまる看板の設置が必要だと思います。いかがでしょうか。

以上、3点について質問を行います

○議長（岡田初雄君） 東 豊俊議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今朝は、大分涼しくなりましたが、議員の皆さんにはお元気で、今日も2日目、御苦労さまでございます。

それでは、東議員の御質問にお答えをいたします。

御質問のように、宍粟市には二つの農協組合がある中で、それぞれが独自性を持った経営方針に基づき運営されているところですが、このことは、農家はもとより宍粟市の行政においても決してプラスというわけではございません。

具体的には、農業を取り巻く社会情勢については共通の認識ではありますが、両農業協同組合の農業振興に対する考え方に差異があるわけであり、農家の皆さんに疑問、あるいは戸惑いが生じていること。また、行政にとっては、二重の事務と両者間の調整などが上げられるところでもあります。さらには、両者に共通して農家離れといった不安を持っているところでもございます。

今後におきましては、両農業協同組合の企業理念は尊重しつつ、農家の立場に立った農業施策への転換に向け、今、御指摘のように二つの農協合わせといった点につきましては、農家の皆さんの意向を十分検討しながら、両組合と行政の代表が協議する場を設けるなど、課題解決に向け行政としての姿勢を出していきたいというふうに思っているところであります。

続いて、森林組合と林業経営者との関係ではありますが、森林組合法のもとで、森林所有者の協同の組合として設立された森林組合は、森林経営に関する指導、森林の施業、または経営を引き受けることが主たる事業としております。

しかしながら、森林所有者に対する組合の現状を見ても、森林施業計画の指導、境界明示など、必ずしも十分でない点があるように思われます。森林組合は、森林所有者に対して、設立理念に基づき、業務を行っていただきたいというふうに思っているところであります。

また、そのような状況の中で、森林組合と素材生産など同業となる素材業者との交流については、この素材業者の皆さんには組合員である方、そうでない方があるわけではありますが、木材の安定供給体制づくりで一心同体となり推し進める必要があることから、行政が橋渡しを担い、森林組合理事会等で協議していただき、それぞれの役割を認識する中で、地域の林業再生が図られていくものと考えております。

これらにしましては、いずれも理事会がそれぞれの活動をされるということが、一番重要なことでもあります。そういう中で、JAハリマでは、通常の業務以外に、農業全般について行政との協議を希望され、こうした協議会を持ってきてい

ろでもございます。そういった点におきまして、今後も努力をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、避難場所の見直しと案内看板の設置についてであります。避難所には、自治会や自主防災組織が指定する自主避難所と地域防災計画に定められた広域避難所の２種類があります。

自主避難所につきましては、従前より、各自治会で指定をいただいているところですが、自治会の中には、公民館のほかに集会所等を指定されているところもあります。こうした自主避難所につきましては、市の補助制度なども活用いただく中で、御指摘のありますように、自治会長さんを中心に周知徹底を図っていきたいと考えております。

次に、広域避難所につきましては、各小学校区に複数個所の指定をいたしているところであり。これらは、各施設の収容可能人数の関係からこのようにしているところがございます。市の指定しております８３カ所の広域避難所の中にも、土砂災害の危険箇所や浸水想定区域内にある避難所があるわけでありまして、早急に見直しを進めていくことにいたしております。

しかしながら、この限られた公共施設等を有効に活用するためには、浸水想定区域内にある避難所であっても、逆に地震の際には避難所としての機能が発揮できると、こういったことから地震災害、土砂災害、風水害など被害の種別に応じた避難所の指定ということ、今後考えていかなければというふうに考えているところであります。

また、これらの表示看板につきましても、点検を行う中でその有無についてを確認をし、校区内外を問わず、広く避難所の位置を明示するように考えております。

なお、今後の方針としましては、体育館等公共施設の改築の際には、あらかじめ避難所の表示をするということにいたしております。

あと、学校規模適正化に関する御質問については、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 学校規模適正化についての御答弁を申し上げます。

学校規模適正化につきましては、昨年８月に、宍粟市学校規模適正化推進計画を策定し、優先実施校区において順次地区別懇談会を立ち上げていただきまして、順次進めておるところでございます。

特に、千種中学校区３小学校区においては、いち早く地区別懇談会を立ち上げて

いただきまして、その中で、適正化の方向がまとまり、6月30日に千種地区協議会を立ち上げさせていただきました。その中で、学校規模の適正化の実施時期や適正化の方法等につきまして協議をいただきました。実施時期を千種東小学校と千種南小学校においては、平成23年4月1日、千種北小学校においては24年4月1日とされ、実施時期の前日にそれぞれの学校を閉じることといたしました。今後、協議会では校名、あるいは校歌、通学方法、細かく申し上げますと学校行事、PTA組織、いろいろ懸案があるわけですが、それぞれを六つの専門部会を立ち上げさせていただきます。協議会で、現在、協議をしておるところでございます。

御指摘のとおり、子どもたちには適正な集団の中で、お互いに切磋琢磨しながら学び合い、いろいろな教育活動の中で多くの友達とかかわりを持ち、多様な価値観に触れながら社会性を身につけ、自己を確立していく教育環境を整えていきたいと考えています。このように、子どもに適正な教育環境を整えるという意味では、できるだけ早く適正化を進めるべきであると考えております。あわせて、小学校は地域の拠点として長い歴史があります。子どもの教育環境を整えるということを第一としながらも、地域の皆さん方の思いを深く受けとめながら適正化を早急に進めてまいりたいと考えております。

今後は、地区別懇談会をそれぞれの地区で立ち上げていただきまして、御意見をいただきながら地区別協議会へと進ましていただき、具体的協議を進めながら、この適正化を進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 答弁をいただきましたが、再質問を行いたいと思います。

まず、再質問は分けて行いたいと思いますけども、最初に質問をしました行政・農協・森林組合の件ですが、市長から答弁がありまして、市長の答弁の中にも、農業振興の考え方に若干差異があるように感じておるといふふうに市長も言われております。また、農家が農業離れをしているんじゃないかという心配もあるといふふうにお認めになっておられますが、それで、農協の代表者との協議等も行っていきたいということなんですけども、今、現在、JAハリマは御案内のとおりですけども、JA兵庫西というのは旧山崎町だけなんです。そういった中で、その旧山崎町にJA兵庫西の理事が3人、この旧山崎町に理事が3人、安富町に1人、いわゆるJAしそうの時代の理事が4人おられるようです。それから、またJAしそうのころの管理職、JAしそうのころに職員であった今の現在の管理職が7人ほどおられるようです。この理事さんがどんなことを今考えているのか、また、今JA兵庫西

の職員として管理職で頑張っておられる、住所は旧山崎町、旧一宮町の方が7人ほどおられるようなんですけれども、この人たちが現場でどんな苦勞をされているのかというようなことを、まず、いろんなことから聞いたり、話したり、意見を交換したりすることは、さっき申し上げたこの二つの農協合わせての懇話会という捉え方で質問をしたわけなんですけれども、そのようなことにもっていこうとされたらどうですかと思いますが、この答弁をお聞きしたいと思います。

それから、森林組合についても、森林の所有者に対する指導が十分でないようにも感じておられるというふうに答えられました。全くそのとおりであったと思います。ただ、森林組合の場合は、農協と違って森林組合は宍粟に一つですから、案外話がしやすいんじゃないかなと、このようにも感じますので、もう少し詰めた話ができるようであればお願いしたいと思います。

これは、余談になりますが、森林組合の過去ですけれども、森林組合の総会で申し上げたことがあるんですけれども、森林組合はなぜ今あるのか、皆さん考えたことはあるんですかなんていうことを生意気に言ったことがあるんですけれども、幹部の方が渋い顔をされていましたけれども、農協もしかりです。農業協同組合がなぜできたのか、森林組合という組合というのはなぜできたのか、ここに原点に戻る必要があるというふうに思います。この辺のすべて宍粟市が、また市長が指導できるとは限らないと思いますけれども、話は十分にできるんじゃないかなと、このように考えますので、再度その決意のほどをお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、申し上げましたように、この農協にしましても、森林組合にしましても、それぞれ独自の事業体であります。そういうことで、それなりに組織も理事さんを含めて組織があるわけですし、行政がそれに入り込むというのは非常に難しい面もございます。先ほど申し上げましたように、理事会等でそういったことも、組合員の意向を踏まえて理事会等で議論されるというのが本来の姿だろうと思います。

しかしながら、今、このJAの関係にしましても、やっぱり、この合併のいい面と悪い面があるわけですが、今おっしゃっておるJA西にしましたら、非常に範囲が大きくなり過ぎた。そういう中で、これまでであれば、組合員がある程度満足すれば、そういう方向に投資もできたということがありますが、大きくなっただけに、やはり経営ということが先に来ている。そういう中で、やはり、農業よりも違う部

門の収益の高いものに力が入ってきたと、こういうことも一つの原因ではないかなというふうに思っております。

そういうことで、行政としてやれる範囲というのは決まっておるわけですが、JAハリマでは、先ほど申しあげましたように、既にそういったことができつつありますので、JA西についても、そうしたことで接触をしてみたい。また、森林組合につきましても、同じような考え方で取り組んでいきたいというように思っております。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） それでは、これは担当課で構わないと思うんですが、避難場所の看板の件ですけれども、私、先ほど質問で申しあげたように、校区内、校区外の住民すべての人の目にとまるということを申しあげました。というのは、避難場所、例えば校区の人が自分の校区の避難場所はここだということは知っていても、校区外の人、この校区の避難場所はどこなんだろうということがわからなかったら意味がないという意味で申しあげたんで、看板をしっかりと立ててもらって、だれが見てもここが避難場所なんだと。というのは、宍粟市にはその校区の人だけでなく、何かあれば駆けつける校区外の人がいっぱいいるはずなんですね。その意味から、わからなかったらだめだということで申しあげているんで、早急にこれはできるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 市長が申しあげましたように、避難場所の場所の案内につきましては、早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

例えば学校の中に、玄関のところは何避難所というふうな形で表示してあるところもあるわけなんですけれども、その学校の近くの道路であったり、そういうふうなところでの案内看板というのも、今後、早急に検討してまいりたいというように考えています。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） それでは、学校規模適正化について、再質問を行いたいと思います。

教育長から答弁がありました。昨年8月の推進計画を立ち上げた。千種校区では、今、鋭意取り組んで23年東小、それから24年には北小ということになっておりますが、この件については、昨年8月に立ち上げたというふうに言われましたけど

も、この件については意見としていろいろ出ておりましたね。適正規模の前に子どもを増やすことを考えるべきではないかとか、また、コストカットが目的なのか、また、教育のためなのか、少人数でもメリットはあるのではないかとか、それから、先ほど教育長が触れられました学校は地域の拠点でありということをおっしゃいましたね。学校は地域の拠点であり、なくなれば過疎化が進むと、また、実施年度を明らかに示して早く進めてほしい等々と、いろんな、そしてまた相反するような意見も出ておりますね。

教育委員会担当部局で示されております小学校では、平成元年以降児童数が4,331人から2,579人へと40%の減少となっておる。さらに、平成27年には、2,087人で52%の減少と見込まれております。また、複式学級は7学級から13学級へ増加したと、こういうふうに担当部局教育委員会で示されておりますわね。そのような中で、現在20の小学校を10の小学校にしていくと。また、複式学級が編制されている6の小学校、また、複式が認められることもあり5校区の実施を一定の目標としています。こういうふうに示されています。そして、その期間を、ここが大事なところなんです、平成30年度末までを全体スケジュールを置き、個別のスケジュールに期間の長短はあり得ると、こうなっておりますね。複式学級の解消が必須要件と。そして、保護者のニーズはというと、望ましい小学校の規模は150人以上が80%を超えていると、こういうふうに教育委員会担当部局が示されております。

こういうことを考えますと、先ほど私が質問しましたように、一言です、一日も早くその環境を整えていくべきではないかということをお聞きしたわけですが、あくまでも、いや平成30年度までにやっていくのだということなのか、いや、こういう状態だから一日も早くやっていくのか、そういう今の考え方を再度お聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） お答えをさせていただきます。

まず、千種地区の中校区につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、その他の優先実施校区につきましては、まず、懇談会の中で実施時期、あるいは方法、方向性等につきまして御議論をいただきまして、協議会で具体的に個々の案件について協議をしていきたいと考えております。

この懇談会につきましては、今年度中にすべての優先実施校区において立ち上げていきたいと考えております。その中で、順次進めていくということでございます。

なお、先ほど御質問がありました、この適正化推進計画につきましては、21年度から30年度という10年間でという計画を立てておりますけれども、この懇談会、あるいは協議会等での協議が整えば、先ほど申しあげましたそれぞれの校区の状況、あるいはいろんな歴史等も考えながら、教育環境をどう整えていくかということでございますので、協議が整えばできるだけ早急に実施したいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 7番、東 豊俊議員。

○7番（東 豊俊君） 協議が整えば、30年よりも早くということなんですが、話は元に戻りますが、千種校区で、小学校で平成23年度が東小学校と平成24年度が北小となりましたね。これは、当然、先ほどの教育長のお答えのように、協議がそうなったと思うんですね、協議した結果なったと思うんですね。ただ、協議はもちろん大事なんですが、ある意味説得といいますか、説明といいますかね、これによって、その協議が少し遅れたり、少し進んだり、少し右へ行ったり、少し左へ行ったりすることもあり得ると思うんですね。ですから、冒頭申しあげましたように、何ゆえの適正化なのか、それは、児童生徒のためにほかならないということをお願いしたんですが、1日、1年遅ければ、その遅れた分だけ児童の満足度は減ると思うんですね。その辺を教育委員会担当部局として、地域または保護者、PTAに、いかに説得するかということにかかってくるような気がいたします。すべては子どものためなんです。児童生徒のためなんです。これは、教職員の方が複式学級のつらさは一番御存じのはずなんです。苦勞されていると思うんです。ですから、その生の声をぜひ皆さんに説明をするような方向にもっていけば、その協議も円滑になるんじゃないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 教育委員会といたしましても、先ほど申しあげましたけれども、まず、子どもの教育環境を早急に整えるということが第一であると考えております。そういう中で、先ほど御指摘がありましたように、どういう形がいいのか、どういう方法がいいのか十分資料等も整えながら、地域に繰り返し御説明にあがりまして、十分説得、説明をしながら早急にこの推進計画を実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 以上で、7番、東 豊俊議員の一般質問を終わります。

続いて、16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） それでは、市民クラブ政友会を代表いたしまして、通告し

ております大きく3点について質問をいたします。

まず、1点目ですけれども、市の財政状況についてでございます。

昨年の8月7日に、財政再建を検討する議員協議会というのを立ち上げまして、勉強会を開催いたしました。その際の資料によりますと、21年度で交付税をいわゆる特例なしに一本算定した場合、14億円余り減になるということでした。ところが、その後、この6月の定例会であったと思うんですけれども、の答弁では17億6,000万円、約4億円の減になっております。ほんの1年の間に。わずか1年で4億円、今のところ合併特例措置がありますので、大きく影響はありませんけれども、大変国の財政も厳しい中、本当に予測ができないほど交付税の減少が大きいと思います。まだこれは増えるかもしれません。この優遇措置もあと6年でなくなりますけれども。

また、もう1点は、今年度国勢調査というのが予定されておりますけれども、この調査で私は宍粟市の人口が少なくとも3,000人ぐらいは減になるのかなと、このように思っております。当然、人口割りといいますか、交付税が減になってまいります。私の試算でちょっと間違っているかもしれませんが、交付税算定の基準財政需要額のいわゆる人口部分の財政需要額を合計をいたしました。そのところに今の人口4万3,304人だと思っておりますけれども、この人口で割った額に3,000人減る額を掛けますと、約5億円ぐら減るんじゃないかなと思っております。いろんな段階補正等々がございますので、ちょっとこの数字は間違っているかもしれませんが、そういう中であります。大変厳しい中であります。しかも、学校の統合によりまして、これも交付税が減ってまいると、これは5年間の経過措置がありますので、これはあれなんですけれども、いずれにしてもプラスの要素は全然ないわけでございます。

一方、市税、税金につきましても、年々徴収率が下がっております。市税が18年度で91.55%、それが、21年度では89.80%ということで、実に一般会計の税では1.75%悪くなっております。課税しても1割は未収になるというようなことでございます。これを単純に金額を出してみますと、一般会計の市税で8,500万円ぐら減るのかな、いや1.75%減ることによって、徴収が下がることによって、それだけ減少になっているのかな。そして、また国保税はもっと大変でございまして、6.27ポイントですか、悪くなっております。金額にして7,200万円というようなことでございます。21年度決算で、滞納の合計というのは、すべての合計ですけれども、国保も入れまして8億8,400万円ほどの滞納がございまして。

先ほど申し上げましたように、交付税の予測以上の減、そしてまた、滞納額のいわゆる自然増、その上、福祉関係費の増など考えますと、市の財政は本当に大変厳しい状況であると私は思います。そしてまた、経常収支比率につきましても95.5%と高くなっています。財政の硬直化がさらに進んでいると、このように思うわけでございまして、新たな行財政改革も含めまして、今後の対応あるいは今後の見込等について、市長の責任ある答弁を求めたいと思います。

続きまして、2点目の災害復旧工事について質問をいたします。

災害検証及び復興計画の提言が先日されました。以前、定例会でも私質問いたしました。道路や河川等の災害現場で同じ箇所がある。国や県との連携といいますか、協議が必要なところが全体で14カ所あったように聞いております。この提言にはあまり触れていなかったようですが、この提言の中で道路の不能箇所の早期改修、そして復旧が不可欠と提言されています。ところが、この6月末現在で災害件数、これはすべてですけれども、道路も河川も農地、林道、上下水道あるいは教育施設等も含めまして422件あります。契約完了件数はうち246件ということで、実に契約率は58.3%になっています。うち工事完了は81件ということでございまして、以前、同僚議員の質問に対しまして、市長は21年度中に80%以上発注したいとの答弁がありました。非常に遅れておると思うんですけども、これはいかがでしょうか。

それと、いわゆる災害普及の検証会議で検証があったのかどうかをお尋ねしたいと思います。また、市道宮坂線の災害復旧工事ですけれども、これは担当課に聞いたらすぐわかることなんですけれども、いつ完了するか。当初8月31日と聞いておったんですけども、まだ工事は済んでおりません。災害発生から着手まで8カ月以上かかって着手されました。この路線は御案内のとおり通学路にもなっておりますし、地元の方は、いつになったらこの通行止めから開放されるのかというようなことで、地元軽視ではないかとの不満も上がっております。こんなに長い間通行止めになるのであれば、途中で仮復旧ではできなかったのかと、今になっては悔やまれますが、いつ完了するのか答弁を求めます。

続きまして、3点目の農林業について質問をいたします。

まず、林業ですけれども、木材供給センター、間もなく完成予定でありまして、宍粟材の利活用、そして林業の再生に向けまして大いに私も期待しておりますが、木材の確保、特に製品の販売といいますか、出口部分には不安もあります。しかし、当初の計画当時から比較すると、社会的経済的にも非常に状況が変化している、悪

化していると思います。実際の経営は、民間の協同組合兵庫木材センターがされるのですが、市としていわゆる経営の指導とか介入とか、調査など可能なかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、本市総合基本計画によりますと、生産基盤、経営基盤の整備推進等を図るとありますが、林道整備も難しい、また既設の林道についても十分管理がされていないのだと思います。本市は、本当に広大な山林を所有しております。大地主でございます。これを最大限に利用、活用する責務が私はあると思います。連結バランスシートには、立木は資産として計上されていませんが、カーボンオフセット事業参入など、これは既に岡山の中央町であるとか、新潟のほうでも実施されておりますが、産業部そして財産管理をしている総務または企画部が連携して、きっちりとした財産の活用といいますか、図っていくことが必要であると思いますが、本気でこの財産の運用を図らなければならないと思います、その点いかがでしょうか。

また、新たに制度として、薪やペレットストーブ、バイオマス燃料生産設備の設置補助が予算化されておりますが、その補助申請の状況等について答弁を求めたいと思います。

次に、農業でございますが、国の食料農業農村基本計画、これは10年前に策定されまして、5年ごとに見直しがされておりますが、目標とするいわゆる食料自給率は上がっていません。

一方では、インド、中国等の経済成長に伴いまして、石油価格が本当に高騰しておりますし、しかも石油代替燃料の原料である穀物の価格が高騰し、一部の途上国では食料暴動が起きているというようなことも聞いております。今後、食料もお金さえ出したら買えるというこの保証は私はないと思います。そこで、国も田畑を守るために、中山間地域直接支払制度、あるいは農地・水・環境保全対策事業について拡充して、そしてまた継続するとのことですが、いわゆる高齢化と後継者不足によりまして、国の制度をいわゆる受け入れて田畑を守ることも難しくなっている地域もあります。当然、結果としては空き家も増えてきますし、先日、これ豊岡市の空き家バンクのことがテレビ放映されておりましたが、誰かに住んでもらわないと家も傷むし、また地域も廃れるので、空き家バンク情報を提供し取り組んでいるとのこと。田舎に住みたい人、農業をしてみたい人、あるいは里山の近くに住みたい人、田舎生活を体験したい人などいろいろなニーズに対応しているとのことでした。しかも、定年退職者だけではなく、若い人のニーズもあるとのこと。そこで、

空き家を借りて、あるいは購入して農業をする場合、どんな条件、制限があるのか。また、市内、特に北部では、まだまだ空き家が増える傾向にあります。本市の取り組み状況、そして、どれぐらいの空き家があるのか。また、Iターン、Uターン等の受け入れといいますか、成果といいますか、幾らぐらいあったのか。

以上、大きく3点について答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 藤原正憲議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 藤原議員の質問にお答えをします。

先ほどの普通交付税の合併算定替えと一本算定の乖離であります。平成22年度の算定では、普通交付税で約15億円、臨時財政対策債で約4億円の乖離がございます。合わせて19億円というふうになってございます。

また、市税につきましては、景気の悪化等も影響し収納率が低迷しておりますが、個々の滞納者の状況などを把握し、収納確保の対策を講じているところであります。

次に、財政の硬直化についてでございますが、経常収支比率は、平成21年度決算におきましては、対前年度比0.8%と若干改善はいたしておるものの、依然高い状況でございます。これら厳しい状況を認識する中で、今後、この改善に向け起債発行を極力抑制するとともに、発行につきましても交付税算入と有利な起債に限定することにより、将来にわたる公債費の抑制に努めていかなければと考えているところであります。

加えて、職員数の削減などにより人件費の抑制が図られつつありますが、将来の普通交付税の一本算定を考慮した場合、さらなる行政事務の効率化、組織のスリム化などをはじめとする行政改革と予算編成における選択と集中、これを一層進め、これに対応できる財務体制の確立を図らなければというふうに考えているところであります。

次に、林業についてであります。県産木材供給センターの経営に市の指導、調査が可能なのかということもあったわけですが、このセンターの整備には多額の市費を投入いたしております。一民間の事業経営にとどまらず、その運営の成否には市の命運もかかっていると認識をいたしております。

また、運営母体であります協同組合兵庫木材センターに対して、ふるさと融資資金、産業立地支援事業等、市からの支援が入っており、その約款・要綱には市が調査する権利が明記をされているところであります。したがって、同センターの経営に対しましては、市としては注意深く観察し、必要ならば兵庫県とともに調査、

指導を行うことができるとなっております。

次に、林道等につきましては、いろんな種類があるわけではありますが、本来市が管理すべきものであるわけですが、実質は管理委託契約を締結し、地元の自治会、生産森林組合に管理をお願いをいたしているところでもあります。管理する上で、市の補助制度を活用していただいておりますが、今年度よりさらに基幹作業道に適用を広げ、管理の助けになればというふうに考えているところでもあります。

次に、木材を財産として有効な運営をとの御質問ですが、現在、市有林約3,700ヘクタールを木材の持つ本来の価値以外に、いかに価値があるものかとする検討を進めているところでもあります。その具体的な取り組みとして、森林認証の取得やカーボンオフセットによるCO₂の吸収源の取り引きが考えられ、既に一部の市有林では森林認証を取得して、宍粟材のブランド化を高めるための取り組みを行っているところでもあります。カーボンオフセットにつきましては、県下でも先行して一宮町の地元共有林において、企業との取り引きが行われておりますが、CO₂の吸収量のモニタリング調査や吸収源を購入する企業とのマッチングなどに課題があるわけございまして、さらに研究を進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

次に、農業施策と空き家対策の融合施策等についてではありますが、まず、農業従事者の高齢化と後継者不足による農地の荒廃対策については、現在の宍粟市の状況から個人経営による営農体系では限界がある中、認定農業者や集落営農組織の育成強化の推進、また、農地集積円滑化事業によります農地の集積、農業用機械購入費の助成、有害野鳥獣防護柵の設置等の支援を行い、認定農業者や集落営農組合の育成・強化に努めているところでもあります。

御質問の田舎に住んで農業をする場合の要件につきましては、一般に住民の方が新規に就農する場合と変わりありませんが、地域住民とのかかわり方が重要であるというふうに考えております。農業に意欲と能力を有し、農作業に常時従事すると認められる方で、農地を購入されて農業をする場合は、農地法第3条による権利取得後の耕地面積が30アール以上でなければ許可されませんが、農地を借りてされる場合には、農業経営基盤強化促進法による権利権の設定ができますので、空き家とのマッチングもいけるのではないかとこのように思っております。

今後におきましては、農地、空き家を含め、都市住民との交流活動を通じて、住んでみたいと思えるような第二のふるさととしての多くの情報を発信をしてまいりたいというふうに考えております。

あとの質問につきましては、それぞれ担当部長がお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 私のほうからは、契約の遅れの御指摘がございました災害復旧工事の契約の状況について御説明を申し上げます。

この災害復旧工事につきましては、昨年21年の8月に発生をいたして以来、早期復旧の契約締結に努めてきたところでございますが、御意見がありましたとおり6月の時点では、契約率が6割弱の状況となっております、市道の通行等御不便をおかけしている実情でございます。

このため、厳正な入札を基本とする中で、災害復旧工事につきましては、金額の多少にかかわらず、少しでも多くの業者さんに入札に参加をしていただけるよう、宍粟市全体の業者を対象に入札を行うこととございますとか、それから、落札業者がない場合、国とか県の災害復旧工事も含めまして、近隣で工事を行っていただいている方との随意契約、こういったことを行う中で早期の契約に努めているところでございます。

その結果、今8月末現在の状況でございますが、工事数全体で405件に対しまして、契約が整った工事数が318件となっております、率にいたしますと78.5%でございます。そのうち工事が完了した件数は130件ということで、完了につきましては3割程度という状況でございます。

今後、今予定をいたしております9月中の発注を考慮いたしますと、9月末では全体の85%程度の工事が契約できるようになるのではないかというふうに思っております。いずれにいたしましても、早期の契約に向けまして、入札条件等を入札審査会で検討する中で、年度内の100%契約を目指して努力をしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 災害復旧の遅れについての委員会での検証がなかったのかとの御質問でございますけども、災害検証及び復興計画の検討委員会におきまして、復興計画の中で4項目の計画目標を定め、まず第1に、応急対応と被災施設の早期の復旧としての計画を策定し、この中でも具体的に取り組む主な事業と事業にかかる実施期間も明示をさせていただきました。

このような中で、地元におかれましても漁業協同組合に対して、災害復旧工事の早期実施に向けて、河川内の工事時期の延長の要望活動も行っていただくなど、早期の復旧に向けた取り組みも展開されたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、神名博信君。

○土木部長（神名博信君） 土木部より市道宮坂線の工事完了時期についてお答えいたします。

市道宮坂線は、昨年の災害発生時に被災いたしまして、現在も工事施工中であります。当路線は道路改良計画に基づき工事発注予定であったため、被災箇所については災害復旧事業ではなく、被災箇所も含めた道路改良事業として工事を実施しているところでございます。

工期は、平成22年1月23日に着手いたしまして、先ほど言われました完成につきましては、平成22年8月31日完了予定で実施いたしておりました。通学路でもあり、学童の夏休み期間中に完了を目指し努力しておりましたが、6月中旬から7月上旬にかけての梅雨による降雨の影響で、たび重なる崩土が発生いたしました。また、崩土防止や土砂撤去・土砂の入れがえ等不測の作業に日数を要し、工期を10月の12日まで延期する結果となっております。この工期延期により、通学路線につきましては波賀小学校・中学校、PTA、地元自治会と協議調整を行っており、一定の理解はしていただいたというところでございます。

しかし、市民の皆さんには通行止めに対して大変御迷惑をおかけしているということは事実でございます。1日でも早い完成を目指しまして、いきますので御理解と御協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 私のほうから2点、御回答申し上げます。

薪ストーブ、ペレットストーブ、バイオマス燃料生産設備設置補助金の申請状況であります。

この件につきまして、本年度より再生可能エネルギーの利用促進を図るために、木質バイオマス機器の購入及び木質バイオマス燃料製造設備の導入に対して、補助をいたしているところであります。補助申請の状況につきましては、まきストーブの購入で3件45万円の補助申請を今現在受けている状況であります。木質ペレット製造設備のバイオマス燃料製造設備導入につきましては、現在申請が出ておりません。

もう1点、空き家対策の件についてお答えを申し上げます。

市内に点在する空き家の有効活用を通じて、都市住民のU・I・Jターンの定住

促進によりまして、市内の活性化を図るために空き家バンク制度を設置しているところであります。平成20年度に各自治会の協力を得まして空き家調査を実施いたしました結果、255件の空き家物件の報告がございました。21年度に各所有者の方々等に空き家バンクの登録をお願いをいたしました結果、12件の物件が登録されまして、ホームページにも情報提供をしているところがございます。現在、1件でありますけれども、1件の契約が成立をしております。この件につきましては、月に2、3件の問い合わせが現在もあるような状況であります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

1点目の財政についてでございますけれども、先ほど市長のほうからも数字でいろいろと説明いただいたんですけれども、これほんまに内閣府の地方財政の将来推計という資料なんですけれども、これによりますと、平成24年度には市町村の財政破綻が懸念されるというような資料が出ておるわけなんですけれども、今、仮に19億とか20億近い、そしてまた、先ほど言いましたように、人口減で私5億円ぐらい減るんじゃないかなというようなことを申し上げたんですけれども、そういうものも含めまして年間に一本算定の場合に30億近い金額が6年後、まあ経過措置がありますのであれですけれども、6年後にはそれだけ減ると。だから、今の時点で例えば30億円減ったら大変なことになろうかと思うんですけれども、その辺、本当に大丈夫なんですかね。やっぱり我々議員もそうですけれども、市長も任期が4年でありまして、事務担当者の方も平均的に3年、5年で交代されておるわけでございます。私は子や孫のことを考えながらと思うんですけれども、やっぱり10年、20年というスパンでこれを考えていただかないと本当に市町村、実栗市も10年後は大変になるんじゃないかなと思います。

そこで、新たな行財政改革についての答弁はなかったわけでございますけれども、例えば、人件費の削減にいたしましても、いわゆる定年退職の補充ということで3分の1以下にするというようにいわゆる自然現象だけでは、とてもじゃないが追いつかない。これは、いろいろ問題があるかと思っておりますけど、ただ、個人的には、例えば、共働きで働いている方のどちらかに退職勧奨をすると、こういったことも必要じゃないかなと私は思うわけでございます。これは、ある市の例ですけれども、例えば夫婦で一方の方が管理職になられた場合には、一方の方はその管理職はなれないといいますか、辞退してもらおうというような、そういう申し合わせといいます

か、しているような市もあるやに聞いております。そういうことで、いずれにしても非常に厳しい大きな額が減になっております。90億ある普通交付税、特交を合わせまして90億ほどの交付税に対しまして、国の補助に対しまして20億、30億が一編に減るということは、これは何ぼ考えても私楽かなと思ったりするんですけども、そのためにやはり財政調整基金等につきましても、これはもう用途が限定されておりますけれども、15億か16億か今現在ありますけれども、これに準じたようないわゆる積立金というんですか、4億この一年度に積み立てして、次のときにまた8億積み立てして、そういうことしていかないと30億というような金額は出てこないじゃないかなと思っております。その辺についてもう少し答弁を求めたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、概ね二つのことが再質問で出されたわけですが、この人事といいますか、人の関係でございますが、これは、私の考えとしては、人を何人減らすということを目標にするのでなしに、組織全般をどういうふうにすれば有効に動くのかと。こういう中から、結果としては同じかもしれませんが、そういう中で人が減っていく、人件費が減っていくと、こういう考え方で私はやっていきたい。

今年度、4月から教育保育の関係すべてをまとめて、教育委員会部局に移したわけですが、そういったこともこれも検証してみないといけないわけでありましたが、そういった思い切った組織を変革をすることによって、合理的な事業、あるいは事務を行っていく、そういう中で、抑制をしていくということが大事ではないかなというふうに思っております。

それから、もう一つは、積み立てにつきましては、今年も予算でお認めをいただいたわけですが、合併特例債の積み立てをできるだけ早く限度額いっぱいまでしておきたい。こういったことも考え合わせますのと、もう一つは、先ほど申し上げましたように、できるだけ有利な財源措置のあるものを事業に充てていく。こういった工夫をしながら、何年か先にやはり備えていかなければというふうに考えているところであります。

あと、詳しい数字等については、担当部のほうから御説明します。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 財政運営、先ほど申されましたように、人口減、または国の財源不足で非常に厳しい状況にあるということは間違いございません。平成20年度の試算でございますが、御指摘のあったとおり人口1人当たりの測定単位で

申し上げますと12、3万円の減になると、4万3,000円でございますので、約5億の単純計算ではなるということになります。しかしながら、国のほうの、御存知のように、段階補正、激変補正、対応補正、いろんな地方にする配慮がございまして、12年から17年の国調の時には、影響は50%程度、いわゆる6万円程度の減にとどまったという実態がございまして、いたがいて、現在長期計画で見込んでおりますのは6割程度の影響があると、さらに1割厳しく見て6割程度は減るという状況で見えております。その結果として、先ほど市長からもありましたように、行政的には継続できる健全な運営をしなければならないということで、財政調整基金にも積み立てを行っております。目標といたしましては、30億円程度の調整基金があるように努力をする必要があるというようには思っております。

さらに、細かいことですが、歳入にあまり期待できないということから申し上げますと、歳出の削減、これは至上命令になるかなというふうに思います。その中で、人件費は市長が申されたとおり、退職勧奨に向けても取り組んでおりますが、先ほど御提案がございました具体的な、例えば共働きの方々に対する個別の勧奨であるとか、そういったところについては、人権の問題とか、いろんなことがございまして、やはり非常に難しい困難な状況であろうというふうに思っております。ただ、55歳以上の高齢の職員については、今も退職勧奨の制度を設けて、退職手当組合の制度に乗った勧奨は設けておるという実態でございまして、さらに、いろいろな行政改革の中で人件費の削減にも取り組んでまいりたいと思います。

それと、公債費の減、借金を返すことは起債を少なくするというところに尽きると思います。これは、市長の施策によりますが、必要なものの事業については合併特例債等有利な方法で実施をしていくと。そのことについて交付税の減が縮減できるとともに目的が達成できるということで、ちなみに宍粟市の場合、181億円程度の合併特例債の枠がございまして、ただ、今の計画では全部発行はしないと150億円程度にとどめたいということも思っております。その中で、今現在100億円程度の実施でございまして、あといかに工夫をして必要なものに使うかということは、今後の行政の姿勢にかかわってくることでございまして、基本計画等の策定にあわせまして整備を行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） 私も、個人的にはいろいろと職員の件については、問題があるかと思うんですけども、1点、宍粟市というのは市内でも最大のいわゆるサ

ービス大企業であると、私はこのように思うわけでございます。できるだけ雇用確保という面からも、単純に減らすというのはどうかなと、私は個人的にはそういう思いがありますけども、頑張っていたきたいなとこのように期待するわけです。

続きまして、2点目の災害復旧のことについてちょっとお尋ねしたいんですけども、災害の遅れについては、先ほどもいろいろと業者の関係もあったりして、いろいろあるんですけども、職員の皆さん方も徹夜で頑張ってくれた結果が、残念ながらこういういわゆる工事が遅れたというようになったこと、本当に残念でなりません。これは答弁いいんですけども。

それと、市道坂本線のいわゆる工期延長というんですか、このことでちょっとお聞きしたいんですけども、確かに梅雨に雨が降るのは当たり前のことでございます。これは私は想定内ではないかなと。そのことで何でその工期延長がされたのか。例えば契約規則によりますと、天災、その他やむを得ない事情、その他やむを得ない事情にそれが入るのかどうかね、ちょっと疑問に思うわけなんです。その辺もう一度答弁を求めたいと思います。

それと、これは通告しておりませんが、先ほど私は81件災害復旧工事が完了したと、先ほどの答弁では130件というようなことですが、81件でも130件でもよろしいんですけども、要するに工期内に完了しなかった、いわゆる契約違反になるというのは、それは多分ゼロだと思いますけども、その件数がありましたら教えていただきたいのと、それから、いわゆる工期を変更して、延長して済んだ件数が何件あるのか。私が何が言いたいかいうたら、要するに安易に工期延長をし過ぎているんじゃないかなということが言いたいんです。やっぱり、経済的にも、あるいは社会的というんですか、いろんな迷惑を地元の人はこちらむっておるわけでございます。特に、登校路というような幹線市道でございますので、そういう契約自体が安易に取り扱われ過ぎているんじゃないかなと思うので、その辺答弁よろしくお願いします。

○議長（岡田初雄君） 波賀市民局長、山本久男君。

○波賀市民局長（山本久男君） 宮坂線につきましては、大変地元の方に御迷惑をかけているわけでございますが、御承知のとおり、去年の災害で崩土したような土質でございまして、当初想定しておりました地盤よりかなり悪いというようなことでもございまして、そういうことがたび重なりまして、現在のような状況になっておりますので、何とぞ御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、神名博信君。

○土木部長（神名博信君） 申しわけないです。その質問につきましては、ちょっと持ち合わせがありません。申しわけないです。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） それでは、林業につきまして、ちょっと再質問させていただきます。

いわゆるこの木材供給センターにつきましては、先ほども市長のほうから答弁がありましたとおり、調査といいますか、指導といったら言葉悪いんですけども、できるといようなこととございます。これは、市もかなりの金額を用地造成含め投入されておるわけとございます。大いに私も先ほど申し上げましたとおり、林業の再生に向けて期待をしておるわけとございますけども、もし仮に、仮定の話で申しわけないんですけども、赤字になったような場合に、市としてはどのような対応をされるのか、それを1点ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、このカーボンオフセットも今検討されているとのこととございました。これ新聞によりますと、このクレジット価格というのは、国内では1トン当たり1万円から3万円ぐらいの、何でこんな3万円も幅があるんかどうかわかりませんが、そういうような価格で取り引きされているというように聞いております。やはり私は宍粟市は旧町時代から、田路市長さんはよく御存じだと思っておりますけども、本当に地球の温暖化といいますか、環境に関しまして本当の先進地であろうと思っております。それだけにいろんな施策についていろいろしていただいているんですけども、やはりこの循環型社会の構築に向けて、引き続き積極的に取り組んでもらいたいなと、これは答弁要りませんが、先ほどの木材供給センターの対応について、その答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましては、当初から計画されておりますとおり、赤字に対しての補てんは原則しないという方針とございます。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） それでは、最後ですけども、先ほど空き家に対するいろんな答弁をいただいたんですけども、私は空き家何件あります、どこにありますというだけの情報提供じゃだめだと思っております。先ほど言いましたように農業したい人、あるいは里山の近くで住みたい人、あるいは滞在したい人と、いろんなニーズに対して的確な情報提供をするということが必要であるんですけども、その辺はされて

いるんでしょうかね。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 空き家の件に関しましては、今12件の申し出があつてということで申し上げております。それについて、ネットで公表しておりますところは、もちろん住所とか建物の構造、間取り、それから売却とか賃貸とかの方法についてはどうかとかいうようなこと。それから写真の外観であるとかいうようなことの情報をしておりまして、まだ残念ながらその近くに農地があるとか、こういうものが使えるとかいうところについてまで、個々の情報をネット上にその物件に対して提供している状況はありません。しておりませんので、そのあたりについても、今後、課題になってこようかというふうには考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） 先ほど豊岡市の話をしたんですけれども、豊岡市ではそういうニーズに応えられるように、いわゆるいろんな情報を提供されておるといふことなんで、ただ、ここに空き家がありますよ、面積、売買いうんですか、賃貸だけやなしに売買もしますよと、それぐらいの情報やったらだれも乗ってこんのやないかなと思うんです。その辺、先ほど部長も言われましたけれども、今後大きな課題として検討を願いたいとこのように思います。

終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、16番、藤原正憲議員の一般質問を終わります。

質問の途中でありますので、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。通告に基づいて一般質問を行いたいと思いません。

まず、上下水道料金改定については、この質問の趣旨は、今回の上下水道の議案の上程を見送ってほしいという趣旨でございます。当初は、8月23日答申でした

ので、この9月議会での提案は見送られるかなということを思っておりましたので通告いたしました。この間、本会議の1日目の質疑で一定明らかになったこともありますし、まだ不十分な点もございますけれども、質問の趣旨からいいますと、一応議会のほうに移っておりますので、この点については、もし時間がありましたら質疑で不十分な点について申し上げたいなというふうに思います。

それでは、2点目から入ります。

し尿くみ取り委託料の根拠と今後のくみ取り業務の方向についてお聞きいたします。

この委託料の問題については、3回目の質問になるわけでありましてけれども、その根拠は明らかにされておられません。市民から徴収したくみ取り手数料が財源になっている以上、その公費の使途の積算根拠は明らかにすべきであると思います。3区域の格差の違いの要因を明確にし、その積算根拠を公表すべきであると思いますが、市長の考えはいかがでしょうか。

2点目であります。

旧山崎区域は、くみ取りが必要な世帯が相当数残っておるとは思いますけれども、一宮、波賀区域では200戸程度、千種では100戸程度になっているようでありまして。しかし、くみ取り業務たとえ1戸だけになったとしてもやめることはできない仕事であります。新年度からは特別措置法の期限も切れるようであります。現在のくみ取り体制を維持していくためには、くみ取り業者の営業を守っていく対応も必要になってくると思いますが、市長の考えはいかがでしょうか。

次、3点目であります。

学童保育指導員の待遇改善をとということについてお聞きいたします。

学童区域の実施が広がり、障がい児保育も始まったことは、保護者に大変喜ばれております。しかし、そこで働いておられる指導員の待遇は、残念ながらその専門職に見合った待遇にはなっておりません。指導員のほとんどは幼稚園教諭もしくは保育士の資格を持っておられ、それぞれの学童保育で創意工夫された保育が行われております。学童保育は学校がある日は放課後、夏休みなどの長期休暇は一日子どもを安全に預かる重要な責任を負わされておりますし、一人一人の子どもの成長にかかわる大切な専門職であります。学童保育の指導員は専門職として位置づけ、その職務に見合った待遇に改善すべきであると思いますが、市長、教育長の考えはいかがでしょうか。

次、4番目であります。

24時間、365日の医療相談体制の実施をということについてお聞きいたします。

今、宍粟市の医療は、総合病院の医師不足をきっかけに医師会による夜間応急診療所の開設や「しその地域医療をさぼ一とする会」の発足、総合病院での病院ボランティアの受け入れなど、市民レベルでの宍粟市の医療を守り、よくしていこうという機運が高まりはじめております。しかし、平日の夜間診療が終わった後の時間帯、土曜日や日曜日の救急当番医の終わった後は、救急患者の場合は総合病院に行かざるを得ないし、総合病院も受け入れが必要になってきます。医師の体制が充実しておれば、当然、総合病院が受けるべきであると思いますが、現状ではその対応は困難になっているようであります。

そこで、24時間、365日体制の電話での医療相談をできる仕組みをつくり、今すぐ病院に行くべきかどうか等を相談できる体制を確立し、総合病院と市内の民間医療機関の医師の負担を少しでも軽減できるように、市として取り組むべきであると思いますが、市長の考えはどうでしょうか。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 岡前治生議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 岡前議員の質問にお答えをいたします。

くみ取り委託料の算出根拠につきましては、全国統一の積算基準というものはないわけですが、全国的に人件費及び車両等の維持管理費から積算しているのが現状であります。宍粟市では、類似する積算図書を参考に収集件数や収集運搬距離を考慮しながら積算をいたしております。積算根拠につきましては、入札公告時の業務内訳書として既に公表をいたしているところであり、しかし、その中の単価及び金額につきましては、入札にかかる実施設計額であることから、公平性・競争性の観点から公表はいたしておらないわけであり、

次に、平成21年度の収集戸数の実績につきましては、山崎町山崎地区が140戸、山崎町山崎以外の地区が939戸、一宮町、波賀町で483戸、千種町が120戸となっております。現在策定中の一般廃棄物処理基本計画では、し尿収集量が大幅に減少すると予想されることから、収集エリアなどの変更は避けられないものと考えております。今後、浄化槽清掃業務や下水道処理施設維持管理業務をはじめ、他業種への移行も促していかなければと考えているところであります。

次に、学童保育指導員の待遇改善についての質問であります、学童保育指導員

の専門職としての位置づけにつきましては、現在、国において公的な資格制度や養成制度が確立されていない状況の中で、市におきましても、厚生労働省の放課後児童クラブガイドラインに準じて職員体制で行っております。指導員もそうしたガイドラインに基づいて配置をしているのが現状でございます。なお、指導員としての待遇につきましては、今年度、賃金単価の改善を行ったところであります。今後におきましても業務の専門性や責任の度合い、こうしたことを考慮した賃金体系を検討していきたいと考えているところであります。

次に、24時間、365日、電話で医療相談できる体制づくりにつきましてですが、24時間、365日、電話で医療や健康について相談できる体制、非常に有効なシステムであるというふうには考えております。

しかしながら、システムの構築に当たっては市内の開業医さんの協力を得る中で、総合病院と連携していく必要がございます。総合病院はもとより、市内全域で医師不足の状況の中で、24時間、365日体制システムづくりは市単独では非常に負担が大きく困難であるため、近隣市町あるいは西播磨保健医療圏域で、歯科も合わせて広域的に検討することが必要だろうというふうに考えます。

現在、兵庫県では小児救急医療相談窓口を設置をして、夜間休日等の相談に対応しているところであります。今後はこういった相談窓口の開設情報を広く周知していくことや、日ごろから地域でかかりつけ医師を持つことの啓発等に取り組んでいく必要もあろうかと思っているところであります。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 学童保育の指導員の待遇改善についての御質問でございますけれども、専門職に見合った待遇については、先ほど市長が答弁されたとおりでございますけれども、教育委員会といたしましては、この賃金とあわせて指導員の配置体制、あるいは指導員の資質向上についても職責、あるいは学童保育の内容等を十分考慮しながら、この事業を推進していきたいと考えております。

配置体制についてでございますけれども、30人以下につきましては、指導員2名体制でございます。31人以上については、3名体制を現在とおるところでございます。それから、非常に子どもの育ちについていろんな課題がある中で、指導員の資質の向上ということについても、十分配慮しなければならないと考えております。年間5回の研修会を現在実施しておるところでございます。それから、県の研修会も年間1回ございます。このような研修会を通じまして、けが等の応急対

応あるいは事例研究、あるいは今日的な子どもの育ちを支えるというような、そういうような課題等についても、研修を重ねておるところでございます。

今後においても待遇の問題とあわせて学童保育の質の向上も含めて検討をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） まず、一問一答でいきたいと思いますが、し尿くみ取り委託料についてでありますけれども、この間、前回は資料を提出するということでありましたけれども、その結果は今、単価等が書かれていないものが提出をされました。それで、例えば千種町は、業者に支払う額が500円になっておりますけれども、千種町では単純にいいますと、くみ取り料の上乗せとして290円が支払われているということになります。この290円、もともと手数料で市に入っているものでありますから、お金の色をつけるわけじゃありませんけれども、もともと市に入った手数料である以上公費であります。そういうことで考えますと、210円というのが単価であるとすれば、290円はその上乗せで、税金もしくは手数料で支払われているということになるわけでありますから、その公費が使われている以上、その500円という積算根拠が妥当なのかどうかということは、きちっと明らかにされなければならない問題ではないかというふうに私は思います。それで、前回の質問の際に、資料が提出されましたけれども、その資料を見ます限りにおいては、業者のほうは別紙指定の見積書により20リットル当たりに対して幾らかかるかというふうなことを記載の上提出してくださいというふうに書いてあります。

それと、前回も言いましたけれども、開札結果を見てみましたら、市の予定価格といわゆる見積もり価格というのは同額であります。そういうことで言いましたら、先ほど市長が言われたその500円の中には、人件費部分というのは何円、それで維持管理費用には何円、運搬にかかる費用としては何円、それでトータルとして幾らというふうなことがきちっと明記されているはずでありますから、そういうところをやっぱり今、情報公開が叫ばれておりますし、まして、このし尿にかかわる問題ではいろいろな事件があつておるただ中であります。そういうことから、市民からも疑惑を持たれないためにも、透明性の確保ということが今ほど求められている時はございません。そういうことから、こういうことこそ情報公開をして、市民なり、そういう実際同業者が納得のいける価格なのかどうか、そのことがきちんと検証されなければならないと思います。そのためには、積算根拠を公表すべきであると思いますが、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） その件に関しまして、こちらのほうも前回議会の中でありました業務内訳書のこういう基礎でもって算出していただいた中で、入札金額としては20リットル当たり幾らになるというものを出していただくということでの入札の制度でさせていただいたということでもあります。言われるように、その積算の中にはもちろん運行の走行距離、平均的なものでもありますとか、その運搬の距離、それからそれに要する時間的なこと、それらについても加味しながら、それぞれ車の損料であるとか、人件費であるとか、それらをはじいていただいて、その単価を出していただくようにという制度でもって入札をしているところでもあります。以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） だから、なぜそういうふうな詳細な内容が公表されないんですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） それについては、市長のほうの答弁でも言わせていただきましたけれども、その設計額にかかわるところという認識でありますので、公表をしていない状況であります。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） その設計額と言われまして、今、市長も競争性が損なわれるというふうに言われましたけれども、その開札結果を見る限りにおいては、千種は西日本メンテナンスが1社、それで、一宮、波賀区域においては有限会社波賀整備社でしたね。それと山崎管内においては山崎クリーンですね。このそれぞれ1社ずつしか応札してなかって、事実上、私は随契であるというふうに見ておるんですけども、これは随契じゃなかったんですか、競争入札ですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 山崎と一宮、波賀区域にあっては、合特法に順ずる形の随契というふうな形であります。それと、千種につきましては入札をいたしました結果、不落になりまして、そして最終的に随契で1社が残ったということで随契をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） それは、だから、随契であるということになりますと、余計でもいわゆる市の見積もりと業者の見積もりが合致したということですから、市

の設計価格は言われたいと言われましたけども、それであつたら業者が入札に当たって出している見積書というのは、当然公開の対象じゃないんですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） それにつきましては、こちらのほうへ業者から入札として提示していただいたのは、20リットル当たりに対する単価の額のみであります。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） もしそうだとすると、でも、市としてはその設計価格の中には人件費分が幾ら、その車両の維持管理費が幾ら、トータルで20リットル当たり幾らというふうなことをつかんでおられるわけですよ。にもかかわらず、あまりにも大きな格差があつて、その合理的な根拠が示されない。あくまで公費ですよ、これは。公のお金を使うに当たって合理的な根拠が示されないということは許されるんですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） この件については、いろいろ御質問の中でもございますように、不公平といわれる点がございます。御案内のとおり、し尿のくみ取り委託につきましては、それぞれいろんな状況の中で今決定をいたしております。一つは、業者の保護にかかわります合特法、あるいは、それぞれ地域差におきます下水道の接続率、あるいは集落の状況等々で非常に詳細な計算が求められるところでございます。今、端的に発表していないというのは、市長が申し上げましたとおり積算に伴います単価と、それから決定に伴います予定価格の積算方法については公表していないわけでございますので、その辺のところをお尋ねかと思ひます。そういったところについては、現在、ほかの工事についても公表をしていないという状況でございます。しかしながら、市長が答弁で申し上げましたように、本年度、一般廃棄物の処理基本計画をつくっております。これにあわせまして、来年からのし尿、あるいはごみ、あるいは浄化槽の管理について、総合的に見直したいという思ひも持っておりますのでございます。当然、入札の方法、そういった単価の決め方については、おっしゃるとおり市民の負担が裏にございますので、その辺の公平性等も十分検討しながら、かつ業者説明も必要ならば加えて決定をしていきたい。当然、担当委員会には詳細も報告しながら、決定をしていきたいという思ひでおりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 何回も言いますけどね、これは私費で行われている事業じゃないんですよ。あくまで公費で行われている事業であって、それで、しかもこの間、し尿処理にかかわる問題で今裁判になっている横領事件をはじめ、市長が不服審査請求された水増し請求の問題もしかり、こういうふうな問題の中で、いかにくみ取り行政というのが透明性が求められてるんですよ。それで、私は何もその千種町が高いからだめとか言っているんじゃないんですよ。その千種町の500円とか、その一宮、波賀の230円とか、その山崎の180円とか、この金額が設定された合理的な根拠が示されれば、そして示されて、それが納得のいく内容であれば何も文句は言うつもりはないんですよ。でも、その金額を見るだけにおいては、あまりにも大きな格差があるからおかしいなということになっているわけですから、その積算根拠が示されない限りは、この問題というのは、いつまでたっても堂々めぐりが続くわけですよ。ですから、その分については、この間の状況も踏まえて、今市に求められているのは透明性を確保することなんです。それが、市民からの信頼を得るということでありますから、その点市長の判断でこれぐらいの情報公開はできるんじゃないですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 情報の公開ということと、今、税金が投入されているとおっしゃったわけですが、し尿に限らず一般の土木工事すべてが税金であります。そういう中で、具体的な単価をお知らせすることが果たしていいのかなど。積算のこういう科目で積算しますよという、そういう項目はこれは当然公開をしなければなりません。しかし、一つ一つの単価というのは果たして公表すべきなのかな。これはまた、議会とも相談をしながら考えてまいりたいと思いますが、その辺は十分お考えをいただきたい。

それから、差があるのは、先ほどから出ておりますように、いわゆる下水道への加入率、そういったことによつてくみ取りしたところから次のところまでの距離でありますとか、そういったこととあわせてトータルで何軒のくみ取りかと、こういったことをあわせてやっておるわけですから、当然、単価は違ってまいりますし、それと随契ということではありますが、これにつきましては先ほど副市長が申し上げましたように、いわゆるゾーン設定をやって、その中で、ある程度はそれぞれの業者の皆さんも仕事が引き続きできるように、こういったことも踏まえてやっているわけでありあます。今後については、先ほど申し上げましたように、だんだん少なくなるわけですから、ほかの資格を取っていただくとか、そういう指導もしている

ところであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 市長が言われるように、特別措置法ができたこと自体がそういう業者返還を含めて、いわゆる集合の最終浄化槽の管理資格を取ったりとか、そういうふうなことをしなさいよと。その間は、浄化槽管理の一部は随契で仕事を与えましょうというふうなことができています。それが今年度いっぱい終わるといふことなんです。でも、しかし、そういう状況にあって、今後は今からのことみたいですが、今現在それだけの格差があって、前回の市長の答弁でも移動距離であるとか、収集運搬の距離で違いが出ているんだというふうにおっしゃられているんですよね。ですから、その20リットル当たりの単価を求めるに当たって、概ね年間なりのその業者の事業計画なりとか、そんなものがあるって、そこから単価が出てきているはずですから、ですから、市が設計価格を公表しないということにこだわられるのであれば、業者のほうで、例えば20リットル当たり500円については、どういう積算根拠で500円という数字を出しているかを明らかにする必要がありますし、市としてもその500円という単価を決めるに当たって、その業者との単価設定というのがそれぞれ合理的に合っているのかどうか、そういうチェックは当然必要だと思うんですけれども、そういうチェックすらされていないということですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 最終1社になって随意契約という形になって、単価決定を最終させていただいたということでもありますので、その積算の詰めというところはいたしております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） ですから、そこら辺の仕事の仕方でいいのかなと。その500円という金額が市内統一して500円やったらいいですよ。でも、これだけ三つのし尿くみ取り地域で単価差があるのに、なぜ同じ同業者の人も思われるでしょうし、市民の人もなぜそういう千種だけあまりにも高い、その高いかどうかという判断すらできないということになるわけでもありますけれども、この格差というものの根拠がどういうことになっておるのか、一切明らかにされない。これでは行政の不信というのは払拭できないんじゃないですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 予定価格と契約金額のところに特化して申し上げますと、一般の工事関係につきましても、予定価格の決め方についても公表しておりませんし、なお、業者からの見積もりについても精細なる内訳というのは求めていないわけでございます。予定価格と業者の意思が合えば、近ければそれで落札というふうになっている。ただ、おっしゃるとおりくみ取り料については、それぞれ市内でも同じくみ取りをしながら価格に差があるということは、いろいろ問題もあるという認識を持っておりますので、今後、全体的な計画の中で整えていきたいという思いでおります。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 恐らくそういう設計価格なりそういうことは公表したくないということで、答弁があると思ひまして、インターネットでいろいろその情報公開という入札との絡みで調べてみましたら、豊中市の情報公開の中では、これは全然内容は違いますけれども、調査の委託料の随意契約で具体的に直接人件費であるとか、諸経費であるとか、技術経費であるとか、直接経費がどうである、こういうことをすべて情報公開の中で開示してあるのを見つけました。ということは、ほかの自治体で可能なことであるわけですから、当然、宍粟市でもそういうことは十分可能だと思うんですけれども。ですから、そんな一々情報公開というふうなややこしい手続を踏まなくても、私は一議員でありますけれども、一議員として情報公開をこの本会議の席上で求めているわけですから、そういうややこしい手続をとるのではなく、今言った積算根拠ぐらひはオープンにできないんですか。それはもう本当に行政不信につながると思ひますけど。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 何回も申し上げますように、単価及び予定価格の積算については現在公表しておりませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） わかりました。平行線になりますので、また、きちっとした手続を踏んで、一度情報公開を請求したいと思ひます。それで、情報公開されなければ、また次の段階を踏んでいきたい。でも、いつまでたっても情報公開しないということは、市長の行政に対する透明性が損なわれているということにつながってくると思ひますので、そのあたりのところも十分考えていただきたいと思ひます。

それでは、学童指導員の待遇の改善についてでありますけれども、待遇の改善に

については、一つは、一番大きくは賃金の問題。それともう一つは、労働時間の問題、これが大きく二つあるかと思えます。教育長が言われた、当然資質向上、指導員としての能力を向上してもらおうという問題も大変大きなことであります。それは十分理解しているわけでありませけれども、今、こういう公務労働によるいわゆる臨時職員のワーキングプアということが、全国的にも問題になっております。そういう中で、学童保育については比較的新しい職種でありまして、それで今の状況、行政改革の中で、私は本来的には正職員で採用されて、それなりのきちっとした専門職としての待遇が与えられるべきであるというふうに考えておりますけれども、でも、行政改革の中で正職員は増やさない、そういう中で臨時職員対応というふうになっておるのが現実だと思えます。

それでお聞きしますけれども、学童保育の指導員に対しての具体的な、例えば労働時間でありますとか、賃金を明確に規定した、そういう書類というのはあるわけですか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 臨時職員の賃金に係る待遇、これも市として透明性、公平性を図らなければならないということで根拠を持っております。臨時職員に係る賃金表でございますとか、その任用形態、いろいろな職種がございますので、内部で決めております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） それがあるのであれば、今、その資料を提出していただきたいと思うわけですが、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 非常に細かくつくっておりますので、個々個人の給与を公表するということになりかねることも懸念されます。そういったところを再度内部でも確認をしたいと思えます。その上で議長等とも協議して提出できるものはしたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 私もある調査したいと思いましたがけれども、事は先ほど言われましたように、現の指導員の所長でありますとか、一般の指導員という方の給料になることありますから、個々には大変聞きにくい問題です。それで当然、この前も募集をされておったと思うんですけども、その募集に当たって当然賃金のことであるとか、労働時間のことであるとか、そういうことは実際応募される方に

は詳しくお伝えされているんじゃないかなと思いますので、まず、その資料をぜひ出していただきたい。議長お願いします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 広報等募集に係る資料については、公表しておりますので提出したいと思います。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 今、総務部長が言われました指導員の待遇に係るそういう書類があるのであれば、今、出してください。そのことをもとに今現状がどうなっておるのか、実態をまずつかんだ上でそれぞれのことについて、またお聞きしたい。じゃなければ、この議論は進まないのをお願いします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 今、お尋ねの個々の単価等については、先ほど申し上げましたように、個人の給与を明白に公表することになりかねませんので、内部で検証し、また、その上で判断を議長とも仰ぎながら出したいということなんで、それについては現在はできません。しかしながら、今、手元にありませんが、広報等で臨時職員の募集をした内容については公表はできます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） その公表できる内容、広報で知れるようなことは別にこの場で言う必要はないんで、指導員の賃金がどういうふう決められておるか。そして、労働時間がどういうふう決められておるか。それは、個人情報じゃないわけですね。でも、実際働いておられる方の給料というのは、実際わかるわけになりますけれども、でも、それは個人情報ではなくて、市がつくられた公文書でありますから、当然、公開の対象じゃないですか。今、出してください。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 何度も申し上げますように、類推できるものについては、公表云々も慎重に行うということでございますので、そういう意味の資料であるということでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 何でそういうふうにも何でも出したがらないのかなと不思議なんですけれども、実際、条例上は地方公務員の給与表というのがあって、その中には、行政職、医療職、技能労務職というふうなことで、だれが何級になっているかというふうなことは公表はされておられませんけれども、概ねどの階級、どの役職

にある人は、大体どの程度の範囲の給料をもらっているかぐらいのことは調べようと思ったら調べられるわけですね、これは条例にうたっていますから。でも、条例にうたっておられない、今の学童指導員の方の待遇がどうなっておるか、そのことすら知ることができない、そういうことでいいんですか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 再度お答えいたします。提出をしないとか公表できないとか言っているわけではございません。内容によっては、抵触するおそれがあるので、内部で再度検証をさせていただいて、その上で提出、公表を論議していただきたいというように言っておるわけでございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） それでしたら、お聞きしますけれども、例えば、所長待遇の指導員は時間給ですか、それとも月給になっているんですか。その方についての期末手当とか社会保険、その他の身分保障はどうなっているんですか。それと、一般のいわゆる指導員といわれる人の賃金体系は時間給なんですか、月給なんですか。その社会保険等の身分保障はどうなっているんですか。それと、その資格を持っておられない方については、どういうふうになっているんですか。それ答えていただいたら、わざわざ言われなくてもわかると思いますし、労働時間はどうなっているんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 所管の立場からわかる範囲で御質問のお答えをしていきたいとこのように思っています。

まず、学童保育の職員の配置状況であります。基本的に月額で臨時職員の配置、これは現在6名いらっしゃいます。基本的には学童保育所の所長兼指導員、こういった形で配置をしております。それから、時間給の臨時職員として配置をしておりますのが、現在77名いまして、合計83名でそれぞれを運営をしておる状況であります。先ほど来、その中で資格の問題が2点目にありましたが、いわゆる教員免許でありますとか、保育資格等々であります。そのうち42名が有資格者でありまして、その他ガイドライン等々、冒頭来、市長、教育長お話があったとおりであります。その他で41名とこんな状況の中で職員配置をしておるところであります。

したがって、月額については、先ほど来、総務部長のお話があったとおり、一定の決まりの中で賃金表の中でその対応を個々にしておると、こういう状況でありま

して、臨時職員他の日額については、日額の決まりがありまして、その額相当を現在は7,000円だったというように思うんですが、日額で払っている。ただ、時間給につきましては、本年改定して900円とこういう状況の中でそれぞれ対応しておると、こういうことであります。

それから、労働時間ではありますが、募集要項の中にも明確にしておりますが、基本的にはそれぞれの学校が授業が終了後6時までと、こういうことであります。長期休暇につきましては、8時半から18時まで。こういう状況の中で時間をしております。ただ、長期につきましては、交代制の中でそれぞれ対応しておると、こういうことであります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 期末手当は。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 大変定かたなくて申しわけないんですが、月額につきましては、当然定められたとおり期末手当、あるいは保険等入っておる状況であります。ただ、日額あるいは時間給については、御承知のとおりであります。個々の指導員によりましては、扶養の範囲内とかいろいろな条件もありますので、そういったところで対応しておるのが実情であります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 実際の総務部で定められておるものを詳しく見てみると、確定的なことは言えないんですけども、例えば、今現在決められている月額の所長としての指導員の方、この方については行政職のいわゆる初任給というふうなところと比較するとどうなっていますか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 個別に所長給の方がどなたかということがわかりません。まず、給与体系の決め方につきましては、一応、正規職員の月額給料を参考に、いわゆる日額単価を積算したり、時間給を定めております。これは、他市町の状況でございますとか、厚生労働省の基準単価、そういうようなものも当然参考にいたしております。さらに、労働時間が2時間だけとか、3時間だけとかそういう保障の少ない関係、それも割り増し等の配慮も行っている状況でございます。

それと、先ほど教育部長がお答えになりましたが、正規職員、月額職員につきましては、失礼しました、月額の臨時職員につきましては、期末手当も支給をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 総務部作成の資料というのを出示していただかないと本当にわかりにくいので、ぜひその資料は一度委員会に提出をしていただきたいと思います。それで改めてお聞きしたいわけであります。

それで、お聞きしますけれども、今、教育部長は勤務時間については、学校のいわゆる終了後から6時までというふうに言われましたけれども、当然、学童保育をその日開設するに当たって当然準備時間というのがあると思いますし、私が実際何カ所か行った学童保育では、概ね12時とか、1時ぐらいにはみえて、その間に準備して子どもを受け入れる準備をするんだというふうなことでした。それで、そういうふうに普通はなっていると思うんですけども、いわゆる2人体制の中で1名は子どもたちが帰ってくる直近、例えば3時から6時までとかというふうな勤務実態になっている指導員の方おられるんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 先ほどお答えしたのは、募集要項の中で基本的には学童保育の開設につきましては先ほど言った時間であります。職員につきましては、今、御質問の中でおっしゃったとおり、冒頭教育長が申し上げたとおり、30人以下については2名、31人以上は3名という体制の中で、基本的におっしゃったような体制をとっていると、こういうことでもありますので御理解いただきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 私が聞きたいのは、いわゆる2名体制という中で、所長としての指導員は、午後12時なんか1時なんか知りませんが、それぐらいに出てくると、でも、もう一人の方については子どもたちが帰ってくる直近、3時とか早かったら2時とか、その時間に合わせて出てくるというふうな、そんな勤務実態になっているということはないんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 先ほどお答えしたとおり、今おっしゃったとおり、基本的に例えば3時半からということで、3時半から勤務というのはありませんので、所長は場合によっては1時からとか、こういう準備も含めてそういう勤務をとっております。ただ、長期につきましては、非常に先ほどのおっしゃったような人数体制で長時間でありますので、場合によって時間給で対応したり、あるいは日額の方でも交代制でやっていただいたり、それぞれの学童保育所の中で所長

を中心にして勤務体制をとっておると、こういう状況であります。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 長期の夏休みとかの対応については、今回、大変猛暑であったということもあって、大変学童保育の指導員の方、補助員の方含めて大変御苦労されておるといってお聞きしました。それで長期休暇のことについては、また別で、また私も実態よく聞かせていただいた上で、御質問申し上げようかなというふうに思っておるんですけども、今日は、いわゆるあくまで幼稚園の教諭免許やとか、保育士を持った方、しかも知っておる中では本当にベテランの方が指導員に多くなっておられます。そういう中で、本当にそういう専門的なこと、資格を持っておられることとあわせて、長年保育所で働いてきたとか、幼稚園で働いてきたとか、そういう経験やとか知識に見合った、そういう給与体系、そしてまた労働時間、そういうようなことになっておるのかなというふうなことが大変疑問に思っておるわけであります。

そういう点で、今、何回も申し上げますけれども、総務部で作成されたそういう資料というのはぜひ公にさせていただきたいと思っておりますし、そういうことに見合っているかということでも、教育委員会としてもしっかり議論させていただきたいと思っております。そういう点で今現状として、専門職に見合った待遇になっておられると認識されておりますか。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 冒頭の市長、教育長の答弁の中で、指導員の専門性を考慮して賃金体制を検討していきたい、このようなお考えで質問に答弁もあったと思います。担当部局としても、いろいろそれぞれの指導員の方々が非常に大変な任務に就いていただいている。このことも十分承知しております、そういうことも含めながら、今後部局としても検討し、提言もしていきたい。このように考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 最後に、一つ申し上げておきたいんですけども、これは全国学童保育連絡協議会が2007年度に全国の実態調査をしております。その中の参考資料というふうなことで、まとめてあるんですけども、これは全国的なあれですから、宍粟市の中とは当てはまらないかもしれませんが、多くの指導員については、不安定な雇用で働く条件が劣悪です。一つは、午後からの勤務で打ち合わせ時間や準備の時間も保障されていない。こういうふうなことが全国的な傾向

として一つ言われております。

それと、もう一つ是非お伝えしたいのは、今年の2月28日の衆議院の予算委員会で、長妻厚生労働大臣が学童保育の認識を問われて、こういうふうに答えられております。あまり御存じない方は子どもと遊ぶ方だという認識程度の方もいるかもしれませんが、小学校1年生から3年生ぐらいの子どもを本当に親代わりで、今言ったような非常にデリケートな心を持っておられる時期でもありますので、非常に専門的な知識も必要だ。大変な仕事だと一言で言えば思います。それと、もう一方、山井政務次官という方が、ある意味で学校の先生と、まさるとも劣らない専門性というのがこれから必要になってくるのではないかと。継続してプロの仕事をやっているようにしていかなければならない。というふうなことで、国会議員ではなしに、大臣までそういうふうな認識を持っておられるわけです。ですから宍粟市としても、当然やっぱりその専門職、そしてまた、今までの知識経験に見合う待遇、労働時間、賃金、そういうものをやっぱりしっかり考えていっていただきたい。それに、新しい一つの福祉サービスだけに、従来どおりのことではなしに、新しい専門職種として十分認識をしていただいて改善を期待するものであります。

それでは、時間がありませんので、最後の問題に行きます。

24時間の医療相談についてでありますけれども、これについては、市長として市独自でやろうと思えば、市長が最初に答弁されたような内容で、大変時間も手間も費用もかかると思います。私がお聞きした情報の中では、これは、例えば伊丹市の事例でありますけれども、東京の民間業者に委託をされているということで、年間1,400万円で委託をされております。それで、そこに電話をして、そこは専門の医師とか看護師等が対応されているそうでありますけれども、そういうことで伊丹市の場合は緊急性の低い電話の件数が3割減ったとか、これは救急にかかってきた電話のようでありますけれども。

それともう一つは、千葉県の浦安市、ここでは多分これも都内の専門業者に委託というふうな新聞記事でありますけれども、運用は軽症患者による不要な緊急出動等、119番での当番病院の問い合わせを減らすねらいがあると。同市の昨年の救急搬送は3,136件で、このうち軽症患者は56%の1,765件。電話相談があれば出動不要のケースもあったというふうに書かれております。それで、委託費用は630万円。それと、もう一つ、新聞記事で、これは、島根県の益田市で、これも同じ東京の民間業者に委託というふうに書いてありますけれども、年間440万円で委託と。医師や看護師、保健師ら専門家が対応する仕組みであるというふう

いておられます。

ですから、市長が言われたような内容でもしするとすれば、大変労力も時間もかかることだと思うんですけども、やり方によってはこういうシステムを既に開発している民間業者もあるようですので、ぜひ研究をしていただいて、私もこの間いろいろ総合病院の実態であるとか、この前も宍粟市医師会の会長のお話を聞く機会があったんですけども、私たちが思っている想像以上に病院のお医者さんも開業医のお医者さんも、大変御苦勞をされておりますし、大変疲勞がたまっている状況じゃないかなというふうに思います。そういうふうな中で本当に市が少し頑張ることで、こういうふうな対応が取れるのであれば、大変市民にとっても地域のお医者さんにとっても助かることではないかなと思いますけれども、やろうと思えば今言ったようにそんなに予算はかからないということでもありますから、市長としてぜひ取り組むという言葉をお聞かせいただきたいですけど、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、おっしゃるようなことが開発されておるとすれば、非常に有効だろうと思います。一度調べてみます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） あと、残り時間少ないんですけども、1点だけ最後、上下水道の問題でお聞かせください。

この前も、質疑で申し上げましたように、私は今回の上下水道の料金改定に当たっては、合併協議会での議論ということを私は踏まえた上で、それが一つの下水道料金のあそこに書いてある合併協定項目以上に、合併に当たっての統一見解ではなかったかなというふうに認識をしております。

それで、この前もお尋ねしましたけれども、公共料金審議会の方にこの合併協議会の議事録というのは見ていただいたのか、見ていただいていないのか。これによって私は今回の上下水道料金の、特に水道でありますけれども、その出発点そのものが大きく異なってくるんじゃないかなというふうに思うわけでありますけれども、その議事録というのは公共料金審議会の方はきちっと理解の上で、今回の市の答申の審議をされたんでしょうか。その点お聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 公共料金審議会を開催いたしまして、御説明した資料は、先日申し上げました合併協議会の協議第59号。それと、その裏面についております参考資料、これを見ていただいて内容を御説明申し上げております。したがいま

して、議事録の提出はいたしておりません。ただ、委員さん方をお願いしたのは、こういったいろいろな困難なことがある中で、市長が統一をすべきであるという判断、単価はやはりその当時一宮町並みの単価で考えているんだけども、意見を聞きたいという前提で諮問されてますので、そういったことで審議をいただいております。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 合併協議会の内容をつぶさに傍聴させていただいた立場からすると、あの当時の議論というのは、今、総務部長が示されたという合併協議会の協定内容、附属資料、それでは、それをそのまま認めたら、高いほうにあわされてしまう、そういうことからわざわざ委員が質問して、その見解を尋ねたわけでありますから、あそこに書かれている見解というのは、合併協議会としての水道料金に対する統一見解のはずですから、そのことを私は伝えておられないというのは、そもそもの出発点が間違っておるといふふうに思いますが、その点市長、最後いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、説明の中で総務部長が申し上げましたが、そうした議論があったという説明をして、その中で議論の中でも個別があってもいいのではないかというような議論も出てきていることも確かであります。しかし、最終的には、やはりそれではいかんのではないかということが最終のまとめであると、そのように報告を受けております。ちなみに、この平成22年度で見ますと、料金で賄わなければならない金額に対して料金をいただいております。充足率といいますか、そういったものが千種では41%程度、波賀では79%、それから一宮では86%、山崎で92%、こういったばらつきがあるわけでありまして。これはとりもなおさず、公費がその分補てんされたということにもなります。そういったことをいろんな角度から検討していただいて、答申がされておるといふことを申し上げておきます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、14番、岡前治生議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 創政会を代表いたしまして、一般質問をさせていただきます。
大倉澄子でございます。

最初に、明日のまちづくりに向けて一宍粟市民人権意識調査結果報告について。

2009年7月、宍粟市における20歳以上の成人2,158人を対象とした、宍粟市まちづくりと人権問題に関するアンケートの分析結果がこのほど市に提出されました。製本された冊子の表紙には、宍粟市の記載がなく、国連登録NGO横浜国際人権センター、ヒロシマ・ブランチの名称しか記載されておりません。ヒロシマ・ブランチさんには、「これまで宍粟市が積み上げてきた人権教育及び啓発の成果と問題点を市民意識の実態調査及び分析から明らかにし、宍粟市の社会啓発を解決するとともに、今後の展望を明らかにすることを目的とする」という宍粟市の姿勢に共鳴して、本調査を引き受けていただいただけのものです。にもかかわらず、宍粟市の名前もなし、市長あいさつもなしとはどういうことでしょうか。本調査の事業主体がどこなのか、お伺いいたします。

聞くとところによりますと、この冊子は300部発行されたそうですが、どこへ配布されたものか、また、委託契約書、委託金額、契約の業務内容等ございましたら詳細にお知らせいただきたいと思えます。

次に、報告書の印刷に関して質問いたします。

平成21年度事業費人権推進事業の需用費の市民意識調査報告書製本印刷費を繰越明許費として180万円、議会議決いたしております。議会が認めたにもかかわらず、なぜこのような冊子になったのか。まさに議会軽視も甚だしいというより、ヒロシマ・ブランチ並びにアンケート協力の市民全体に対する敬意が感じられません。この繰越明許費、今後の使途内容についてお伺いをいたします。概要版の発行時期、配布範囲もあわせてお尋ねをいたします。

調査結果内容を受け、その中身は宍粟市がすべて責任を持たねばならぬものばかりであります。ここでの問題点として、各項目ごとに指摘がなされております。例えば、社会啓発参加経験率や人権に対する意識が非常に低い20歳、30歳代若者に対して、市はどのように啓発、解決、保障しようとしているのか、お伺いをいたします。

40歳代女性から、「アンケートを取ったからには、結果、今後の対策など知らせしてほしいと思えます。よろしく願います。」また、50歳代男性からは、

「本気で取り組むように行政が取り扱うのであれば、少しは進むであろう。そうでないのであれば、アンケートは取らないように。」との指摘がありました。このような意見を受け、明るいまちづくりを進めていく上で、どのように反映されるのかお伺いいたします。市長の本気度をお示しいただきたいと思います。

次に、人権問題として、引きこもりや児童虐待について、愛の手が差し伸べられているでしょうか。どちらも重い課題であります。

先般のアンケート結果によりますと、人権問題一般に対する関心度については、子どもの人権問題についてが有効回答数1,164票のうち65.2%の759票を占めております。この結果と連動するかのように、最近世間では、耳を疑いたくなる虐待行為が連鎖反応のように報道されております。また、引きこもりについても、なかなか非専門家の私たちが認識できないところとなっております。児童虐待、引きこもりの定義については、皆様も御理解の範疇でありますので、改めては述べませんが、そのいずれの数も相当数あるように聞いております。なぜこのような日本社会に変貌してしまったのでしょうか。私たちの子ども時代にあったような隣近所のおつき合いが今は希薄になり過ぎてしまい、地域社会での子育てが声かけの割には浸透していないのでしょうか。ものが豊富にあり過ぎて、すべてのことに感謝の気持ちをなくしてしまったからなののでしょうか。いずれにしましても、今ここでこれらの問題を断ち切る行動を起こさなくてはなりません。

引きこもりについては、全国では100万人に達しているとも言われており、その数もさらに増加傾向にあるとの報道もなされております。義務教育卒業段階以前には不登校問題として、学校、家庭、地域の連携が盛んに言われ、さまざまな手が打たれておりますが、それ以降の18歳以上で明確な精神疾患のない引きこもり該当者については、実態はなかなか把握しづらいことになっており、行政による支援施策の手が差し伸べられていないのが実情かと思われます。個人情報保護法によりできませんなどと逃げは打たず、本人や家族への声かけは行政としてすべきであると思います。いかがでしょうか。

虐待については、大阪市のマンションで幼い姉と弟の遺体が見つかった事件などを受け、平成22年8月26日厚生労働省から全国の自治体に対し、通告が出されております。児童虐待の疑いがある場合には、子どもや保護者の名前がわからなくても、どこどこに住む方などの形で出頭要請や強制立ち入りの手続ができるとするものであります。国土交通省からは、不動産や賃貸住宅関連の団体に対しても、児童虐待が疑われる場合の通報や子どもの安全確認調査の際の協力を求める通知が出

されました。宍粟市にも届いていると思われませんが、関係団体への確認はしてただけたでしょうか。初期の段階での動きが傷を深くするのを食いとめます。世間で報道されるような悲しい現実を増やさないように、真剣に考えていただきたいと思えます。前段が長くなりましたが、以下の3点についてお尋ねをいたします。

宍粟市における虐待、引きこもりの現状は把握されておりますでしょうか。

対応はどのようにされていますか。宍粟市では、法律や制度が最大限運用されるような連携体制は民生委員や児童委員のほか、どの程度まで図られておりますでしょうか。

相談窓口はどこにありますか。市の取り組みの具体例としては、1つに家庭児童相談事業、2つ目に要保護児童対策地域協議会、3つ目に各種母子保健事業、子育て支援事業活用の充実などが挙げられておりますが、どのような形で動いておりますでしょうか。引きこもりに対しては、社会全体が円滑に営めるような支援は大丈夫でしょうか。それは周知されておりますでしょうか。

以上の件について、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 大倉澄子議員の一般質問について、順次答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 大倉議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、市民人権意識調査の事業主体はということですが、これは宍粟市が依頼をしたものであります。この調査は、宍粟市が一人一人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくための基礎資料とするものであり、人権施策を推進するための資料として調査を依頼したものであります。

次に、この調査の課題から今後どのように啓発を進めていこうとするかについてであります。この調査の結果、人権教育・人権啓発にかかる課題等が見えてきたところであり、市としましては、従来から人権問題の早期解決が急務であると考え、人権教育・啓発に力を注いでまいりましたが、問題解決への態度や行動に向けた効果が十分にあらわれているとまでは言えないというようなことも出てきてまいっております。

しかし、一方では人権問題の解決に向けた態度を明確にする市民が一定程度存在すること。また、これまでの人権啓発への参加や啓発内容の工夫などが、問題解決に向けた態度や人権意識の高揚に確かな成果をあらわしている結果などは、問題解決への明るい展望というふうに考えております。今後は、すべての人権問題の解決に向けて、人権啓発事業や交流事業を進め、若者の社会啓発事業への参加率の向上

や、行政職員が人権尊重のまちづくりを発信できるよう、社会啓発の進め方等に工夫も加えながら、課題等の解決に向けて鋭意取り組みたいと考えております。

あとのことについては、担当部長のほうからお答えを申し上げます。

それから、次に、引きこもりや児童虐待対策についてであります。家庭等の相談体制につきましては、福祉事務所に家庭相談員1名と母子自立支援員1名を配置をいたしているところでもあります。子どもや家庭の問題に対する相談並びに母子家庭等の生活相談や自立支援に向けた相談など、さまざまな問題について関係機関と連携をしながら、相談者に対して適切な支援を行っているところでもあります。

その中でも、特に児童虐待につきましては、個々の事案によりその対応が違ってくるわけですが、緊急性が求められる事案もあるところでもあります。兵庫県姫路子ども家庭センターというのがございますが、ここの指導のもとに、平素から市内の幼稚園、保育所、小中学校及び高校を定期的に訪問をする中で、情報の共有とその対応について協議し、連携体制を確立させるなど、万全を期しているところでもあります。しかしながら、残念ながら、平成21年度は10件の事案が発生しているところでもあります。前年度と比較しますと6件増加をいたしております。

また、虐待事案につきましては、関係機関だけでは限界がございます。地域からの情報提供も必要と考え、中学生以下の子どもがいる家庭に対しましては、家庭児童相談室の設置と、姫路子ども家庭センター内にあります24時間対応の児童虐待ホットラインについて周知を図っているところでもあります。今後も関係機関との連携を強化し、児童虐待の被害者を出さないことを基本に虐待事案の早期発見と適切な対応を行っていきたいと考えております。

次に、引きこもりににつきましては、現在、市内全域での該当者の把握というのは、プライバシーの問題もあり十分はできておりませんが、幼稚園、小学校及び中学校につきましては、現在のところは該当者はいない状況でございます。しかし、心の悩みを抱える児童生徒もおられますので、各中学校区にスクールカウンセラー1名を配置をする中で、いつでも相談できる体制の確保と個々の心のケアに当たっているところでもあります。今後、引きこもりににつきましては、プライバシーの問題もあり把握が難しい状況ではありますが、関係機関とともに連携をしながら、その実態把握に努める中で、個々の具体に対応してまいりたいというふうに考えているところでもあります。

あとの問題につきましては、担当部長のほうから答弁をいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 私のほうから人権意識調査のことについて御回答を申し上げます。

まず、意識調査の報告書発行部数でありますけれども、報告を受けましたデータコピーをいたしまして170部、そしてまた、このデータを製本したものを150部、合計320部を作成をいたしております。製本しましたこの150部につきましては、人権関係団体等に配布をさせていただいております。また、コピーしました170部につきましては、学校と市職員に配布しているところでありまして、これに加えて、8月期にも実施をいたしました市職員の人権研修、この意識調査から見える課題等についてのこの研修にも職員として参加いただいたその方にも、参加者が200人ほどございましたが、その人たちはそのデータを持っていただいておりますし、また、市職員全体につきましても、グループウェアでもちまして全職員にこのデータを配信してるところであります。

次に、調査の委託金額でありますけれども、金額としましては290万円であります。委託契約につきましては平成21年6月25日に締結をしております、契約の業務内容の主だったものを申し上げたいと思います。

調査、分析の方法としまして、20歳以上の成人を対象に男女同比率としまして、アンケート調査（量的な調査）を基本として実施をいたしました。また、量的調査を補充するために、質的調査というところでアンケートの中に自由記述を設けるといふようなことで、質的調査もいたしたところです。アンケートの調査対象者につきましては、住民基本台帳の中から2,150人を無作為抽出をいたしたところです。

アンケート調査に係る基本的事項としましては、まず、調査結果を分析するためのアンケート項目を作成、社会啓発上の課題とまちづくり、それから土地差別などとの関連も検討をしていくというような基本的事項であります。

調査スケジュールとしましては、平成22年3月26日に業務を完了させるということになります。

成果品としましては、アンケート調査表の原稿をデータでいただくということで、報告書の原稿、それから概要版の原稿をデータでいただくというようなものが、事業の委託内容の主なものでございます。

それから、次に、繰越明許費の180万円でありますけれども、調査報告及び後ほど作成いたします概要版の印刷費に充てているということで、内容としてはそういうものであります。180万円は支出上限額ということで捉えておりまして、こ

の額全額を執行するという事よりも、今の財政の状況等も勘案する中、極力経費の節減に努めているところでもあります。例えば職員については外注印刷ということじゃなくて、手前印刷といいますか、そういうところで対応しているようなところでもあります。

今後でありますけれども、市民向けの人権意識調査の結果報告としまして、概要版を作成しまして、年度内には各世帯に配布をさせていただく予定をしております。以上です。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 再質問させていただきます。

市側からは、いつも私たち市民に対しましては、御理解と御協力をお願いいたしますで締めくくられます。今回のアンケートに回答するという時点では、私たちは御協力はさせていただいたつもりですけども、御理解の段では少々できかねる点がございますので、確認をさせていただきます。

行政側には、行政執行全般におきまして、事の事実を正確に公開され市民からの信頼をより明確に得られるように努力される責任があります。また、議会としましては、公金などの使い方が適正かなど、きちんと監視した上、地方自治を鍛えていく責任がある立場からの再質問でございます。御承知おきいただきたいと思います。最初に、一問一答ずつお尋ねをいたします。

契約機関の報告ということで、ヒロシマ・ブランチとしたと言われるならば、発注者は宍粟市であり、受注者はヒロシマ・ブランチですが、受注者側のヒロシマ・ブランチ名が冊子の表紙に印刷、製本、配布されることを了解する契約になっておりましたでしょうか。今回の冊子は、ヒロシマ・ブランチが勝手に印刷、発行したと誤解を与えかねません。報告を受けた先からは、宍粟市の責任になるのではないのでしょうか。権利の所属というこの点からはどうでしょうか。お答えくださいませ。今は、先ほど発行されました刊行物がひとり歩きをしております。二次的問題が出たとき、市はどのように責任を取られますか。お伺いいたします。今、質問をしているということは、まさにそのこと自体が二次的問題なんです。よろしく御回答お待ちしております。著作権ということはブランチ側から市への無償の譲渡となっております。そういうことは私たちは理解できませんので、そういうところをお答えいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） この調査報告書につきましては、市のほうとしまし

ては配布を限定をさせてもらっております。ただいま申し上げましたようなところで、一番課題がどこにあるのか、その課題の一番関係するところ、まず、それに対して基礎資料というか、そういうものとして印刷をしていこうということで、調査団体からきましたその内容そのものを、この中でも人権に関する課題がたくさん含まれております。その課題について考えていく、そういう立場にあるところ、直接的にある立場の人たちのところという意味で、人権関係団体等、それから学校、そして市職員、直接関係のあるところへ基礎資料として、調査を依頼しましたヒロシマ・ブランチのほうから、こういう報告がなされたというところで十分な課題が中に含まれているというところを真摯に受け取ってもらいたいという思いから、直接そういう関係のところへ配っているところであります。

そういった意味から、市としましてはこの報告書を配布する中で、総称としまして市長名で今回この調査をした、調査報告についてはこういうものであります。これが全容でありますので、その内容について、また御意見等をお聞かせくださいという添え書きを入れて、報告を皆さん関係のところにお配りをしているという状況であります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 限定して配布したとおっしゃいました。これは宍粟市民に対してですよ。関係団体とはありまして、宍粟市民の関係団体、私たちも含まれていると思うんです。そこへ限定で配布したということは、宍粟市民に対して配布したということと一緒だと思うんです。それを公金を使って配布したことに宍粟市の市名がないということは、いかななものかと私は思っております。

それと、先ほど経費節減に努める姿勢でこういったことを出されたとおっしゃいました。それは、結構なことかと思えますけれども、そこに宍粟市の名前もなし、また、市長あいさつもなし、そして、住所、電話番号もなしというような、間の抜けた冊子、私たちは理解できかねます。それと、先ほど部長がおっしゃいましたあいさつを入れておりますと言われましたけれども、このA4の紙一枚が挟んであっただけなんです。これ、なくしてしまうおそれがあります。文面を見ますと、「当調査に御協力いただきました皆様方には、厚く御礼申し上げます。今後は、今回の調査結果を踏まえ、互いに人権が尊重し合える社会の実現を目指します。」となっております。報告を市長あてだけなら表にヒロシマ・ブランチだけでもいいでしょうが、宍粟市の公金を使っての300部の印刷であります。この印刷を渡され

たのに、宍粟市民にも渡されたことになっておりますよね。そこに市名がないのはおかしいとは思われませんか。私たち市民は本当に厚く御礼をいただいているのでしょうか。人権が尊重し合える社会が望めるのでしょうか。この冊子、部長御存じかと思えますけれども、ページ数ありませんよね。もちろん宍粟市の名前もありません。そして、目次のところにページ数がありません。大抵なら目次があつて何ページに何がりますというようなことがわかるんですけれども、目次があつて、1 調査の目的、2 調査の経緯と書いてありますけれども、ページ数ありません。どこを見ればいいのかわかりませんよね。そういったことや、またこの報告書に対する疑問や確認をしたいことがあつても、どこへ電話をすればいいのかわからないんですよ。そういったところで、本当にこれはお粗末な冊子だと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、数日前に渡されましたまちづくりアンケート調査の表紙には、22年6月宍粟市、最後のページには、企画部企画管理課、住所、電話番号、ちゃんと載っております。せめてこれぐらいの冊子を作成してほしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 総称のところに、この市民生活部人権推進課のほうに御意見、御感想をお寄せくださいというものを添付をさせていただいておりますことと、それから、目次、ページ、それは入っていると思うんですけれども、皆さんのところには入っています。入っているものを配っていると思います。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩します。

午後 1時30分休憩

午後 1時31分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 失礼しました。こちらのほうは、そのページもちゃんと入れたものをお渡ししているつもりだったんですけれども、今、議員おっしゃるものを見ましたらないようでありますので、ちょっと何かの手違いでそれはなかったかと思っております。それと、この表紙についてでありますけれども、間違いなくこれは宍粟市が調査を依頼し、その内容もすべてを開示をしながら、皆さんにお示しをしたところでありまして。

- 議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。
- 9番（大倉澄子君） 市長のあいさつ代わりにということで、このA4版の紙一枚、その下に市民生活部人権推進課っていう紙が挟んであるとおっしゃいましたけれども、さっき私が言いましたように、このページ数もないようなところにこれを挟んでおられて、誰が気がつかれますかね。私も危うくなくしそうになりました。それで、部長お尋ねしますけれども、この色の冊子は150部でしたっけ、150部ですよ。これはどこどこに配布されましたでしょうか。その黄色い分については、全部ページ数がないはずなんですけれども、そういったところはいかがでしょうか。
- 議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。
- 市民生活部長（大谷司郎君） それについては、人権関係団体のところへ配布をさせていただいております。
- 議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。
- 9番（大倉澄子君） 配布先はわかりました。それと、元に戻ります。この冊子を印刷、製本、配布するという契約をヒロシマ・ブランチさんとされていたのか。それを今お尋ねしたいんですけれども、いかがでございましょうか。
- 議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。
- 市民生活部長（大谷司郎君） それにつきましては、契約の中では報告データをこちらへいただくということで、印刷、製本等については全く別でございます。
- 議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。
- 9番（大倉澄子君） 別ということはどういうことなんでしょうか。
- 議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。
- 市民生活部長（大谷司郎君） 契約項目には入っていないということです。
- 議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。
- 9番（大倉澄子君） 契約項目にないということのをなぜ今回されたのか、その本意を今お尋ねしたいと思うんでありますけれども、契約ということは、良識ある管理者の注意を持って使用しなければならないというのが、本来の姿ではないでしょうか。いわばこの冊子を印刷、発行されたことは、契約外ということになるかと思えますけれども、以後、このヒロシマ・ブランチさんと宍粟市との間において協議されるというようなお考えはございますでしょうか。
- 議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。
- 市民生活部長（大谷司郎君） 契約行為としましては、そのヒロシマ・ブランチさんのほうからこちらへこの報告書のデータをいただくということでありまして、そ

の報告書をどうこうするということにまで、契約項目としてはございませんので、市のほうとして、それをどういう形で市民の皆さんにお伝えしていくかということについてまで触れていないのが現状であります。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 意見がどうもかみ合わないんですけれども、済みません。何で契約にないことを今回されたのか、その本意を伺いたいです。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩します。

午後 1時36分休憩

午後 1時36分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 契約の項目の中で、この報告書の原稿をいただく、データで原稿をいただく、概要版のものをいただく、それが契約項目でありますので、報告書としてプリントしてでき上がった報告書をいただくというのが、契約ではないんです。データをいただくということで契約をしているというところなんです。製本はこちらのほうでさせていただきました。市のほうでさせていただきました。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 製本は宍粟市でされました。責任はやっぱり宍粟市にあると思うんですけれども、ヒロシマ・ブランチさんの報告ですよ。報告を市が受けたわけですよ。受けて、それから発行するという段階からは、宍粟市の責任の名のもとにおいて発行するのが本筋ではないでしょうか。そこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） おっしゃるとおり、宍粟市の責任であります。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 非は認めていただいたようで。

じゃあ、次に移ります。

市長にお伺いしますけれども、このアンケートに答えた方たちが、この冊子を手にしたとき、どう捉えると思っておられるのかお伺いしたいと思います。

中身は濃いものなのに、あまりにもその思いを軽々に取り扱った冊子形態であります。私だけではなく、市民はあやふやな行政と非常に怒っております。報告書の

中で確認事項が3点ありました。そのうちの2つ、問題解決に真摯に取り組もうとされるなら、この報告書を読むだけにしないでいただきたい。啓発担当者は継続は力なりという言葉信じて、今後も問題解決に精を出してもらいたい。市、行政のトップはもちろん、すべての行政職員、学校関係者、社会関係団体など、この報告書がきちんと行き渡るようにしていただきたい。そして、最後には調査結果の有効な活用を期待します。と記されております。

そこで、お尋ねいたしますけれども、市長がこれらの確認事項や終わりの言葉を読まれた感想はいかがでしたでしょうか。確認事項の中での指摘にもあります、すべての行政職員、学校関係者、社会関係団体などへはどのように啓発されましたか、お答えいただきたいと思っております。

また、明るいまちづくりを進めていくための基礎資料として、職員研修にも活用したと言われましたが、それでは170部だけでは少ないのではないのでしょうか。いつ何人を対象にされ、何らかの回答は得られておりますでしょうか、お伺いいたします。

先ほど、課題等の解消に向けた工夫と言われましたが、どのようなものとなりますか。お伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、粗末に扱っているんじゃないかということでございますが、決して粗末には扱っておりません。これにつきましては、あくまでも報告書でございます。報告書に基づきまして、先ほど部長が申し上げましたように、一般家庭向けにつきましては、概要版というものを作成をすることが前提になっておるわけでありまして、報告書を市なりにいろいろ分析をするために、それぞれの部署に配布をしたところでございます。そしてまた、運動団体の皆さんにもいち早く見ていただくということで、報告書を送付させていただいたと、こういうことでございます。

部数が足らんのではないかとありますが、職員につきましては、パソコンで持って全職員にお知らせをするように送信がしてあります。議会にも、送信がしてあるというふうに思います。

そういう中で、先般については、パソコンに送信したでき上がった報告書に基づいて、先生の研修も受けたところでございます。そういうことで、今後いろいろな案件につきまして、一人でもそういったことがない社会をつくっていかねばということで、いろいろ工夫を凝らして頑張っていきたいというように思っております。

す。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 今、170部と、それから職員研修のときにということではおっしゃいましたが、これの中にダブっている人もあると思うんですが、それ以外の方も参加するときには全部この報告書を持って来ていただいておりますので、職員のほうに配っておりますのは、事前に配りましたのは170部ですが、研修に参加したその200人については全員それを持って研修を受けておりますので、あわせて報告しておきます。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） いろいろと言いたいんです。先ほども市長言われましたけど、本調査は公金によって宍粟市が事業主体でなされたものでありまして、市の事業を受注した機関の名称で刊行物が出されることなどは本当にあり得ないことだと思います。そこで、この印刷の指示は、最終的に市長が出されたものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 宍粟市の名前がないということをおっしゃっておりますが、先ほど申し上げましたように、あくまで報告書でございます。報告書に基づいて、これからわかりやすく一般の市民の皆さんにも配布するものを、これから考えていくと。そしてまた、各部署では報告書に基づいていろいろこれまでのことを検証したり、これからのことを考えたり、そういうことをしていくということでございます。したがって、送付書をつけて送るよということでは指示をしたところであります。あくまで報告書でありますから。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 報告書ということはわかります。その300部配布先は市民であります。市民が受けた感想があまりよくなかったもので、私は今お尋ねしたわけではあります。

そこで、お願いがございます。この印刷、製本については、市の責任放棄だと思います。そこで、配布されたすべての冊子の回収を求めます。そして、事業主体である宍粟市の名前を明記し、市長のあいさつ文をつけたものを新たに製本、印刷、配本していただきたいと思っております。

人権問題というのは、ともに学ぶという気持ちから発展していきます。これからは、値千金の行政を展開していただきたいとの思いから強く要望するわけでござい

ますけれども、この申し立て、要望、引き受けていただけますでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど申しあげましたように、1年かけていろいろチェックをしながら、報告書とともにということではありますが、いち早く報告書を皆さんにお示しをしようと、こういうことで、したものであります。今、おっしゃった意見は意見としてお伺いしておきますが、私の考え方は今申しあげたとおりでございます。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） よくわかりましたけれども、この印刷、引き受けられた宍粟市の市民生活部人権推進課と言えば、一番に人権を守るべき仕事をしている部署であります。その部署がこのありさまでは本当に私たちは未来永劫人権を守っていただけるのでしょうか。非常に心配であります。今、ここで吹き上がる市民の不满、不平というものを、これを静める、このあらしを静めることができるのはただ一言愛の真心です。市長、トップリーダーとしての道しるべを、お手本を私たちに今後もしっかりと示していただきたいと思います。報告書につきましてはこれで終わりにさせていただきます。

次に、人権問題、引きこもり、虐待などについてお尋ねをいたします。

このことにつきまして、本人の意思だけでは離脱が難しく、そのために支援がないところでは長期化しやすいものとも言われております。いずれにいたしましても、家族、親子がいつも笑顔でいられる宍粟市を構築していただきたいとの思いからの質問であります。虐待や引きこもりなどは、行政からのおせっかい型支援や介入が必要であるとの意見が先日ある方の対談の中でも出ておりました。

また、大阪では、相談所だけでは難しい介入や支援をボランティアによる支援の一つとして、手紙をポストに入れるだけでなく、必ず対面で話を聞き支援をするという方法も取っておられたり、子どもが産まれる前から、育児支援教室や行政の指導を受けるなどのアドバイスによって落ちつくという母親の意見も出ておりました。これら予防的支援や産科医、保健センター、学校、保育所、児童相談所などいろいろなところからの支援や社会のかかわり方の指導で、子育ての不安を一つでも取り除くことができると言われ、虐待が減ったという報告がなされておりました。引きこもりや虐待につきまして、一緒に相談する人や喜ぶ人がいない現状では、支える人の存在が非常に大切になります。そこで、お互いがお互いを守れるよう、お互いが動く、行動に移す、声を上げることにより、話し合いの輪が広がり、宍粟市の基本

目標の一つであります、みんなで支え合うまちづくりで人権は守られていくのだと私は信じております。ここでも人権が絡んできます。

そこで、先ほど御回答いただいたんですけれども、関係機関はどこどこでしょうか。宍粟市における関係機関。また、家庭児童相談所はどこにございますでしょうか。定期的に訪問をすると言われましたが、この定期的は日数、期間などはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 関係機関というのは、今おっしゃいましたようにすべてのいろんな人々ということになります。そういうことから考えますと、民生委員さんもそうでありますし、あるいはまた、交通安全に携わっていただいている人もそうだろうし、あるいは自治会もそうでありますし、あるいは婦人団体もそうでありますし、私たち、そしてまた皆さん方もそうだろうと思います。

引きこもりというのは、なかなかまだ家庭でもオープンになされないところもございます。そういったところで、あの人病院に行かれたらいいのになあと思っただけでもなかなか今の法制度の中では、そういったことがずばっと言えないというようなところもございます。そういうことから、多くの人がやっぱりそうした注意を払ったり、あるいはまた家族にお知らせをしたりとか、そういった目に見えないといえますか、そういったことも一つの早く発見できる大きな要素かなというふうに思っております。そういう意味から、いわゆる地域力的なことの必要性も大いにあるだろうというふうに思っております。

あとのことについては、それぞれ担当のほうから申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 関係団体等につきましては、市長が説明しましたので省かせていただいて、家庭児童相談室、これにつきましては、福祉事務所内社会福祉課の中で、その家庭相談員から母子自立支援員が対応しています。これをもって相談室と言っております。これにつきましては、直通の電話番号を持っておりまして、休日等につきましては、留守番電話になっておりまして、そこでもまた要件は聞けるということで、そういった対応を取っております。これが家庭児童相談室です。

それから、各学校に出向いて年1回は行っております。特別に問題があって行くのとは別に、定期的に各幼・小・中には一度は行って共通の情報を共有したいということで、ずっと回らせていただいております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 先ほど御回答いただきまして理解いたしました。でも、いくら私たちが考えて助けてあげたい、支援をしてあげたいと言いましても、これは相手からの、本人からの申請主義でありますから、あくまでも申請主義でありますから、私たちが入り込めないところが多々あるかと思うんです。そのすき間に入り込んで、もがいていらっしゃる家族、本人、そういった方を一人でも救っていただきたい。私はその思いを強く持っております。先ほど言われましたけれども、心の健康相談に応じられる体制、これをこれからもしっかりと築いていっていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、今年は観測史上初めてといわれます猛暑日が続いております。異常天候の原因はエルニーニョ現象や偏西風が重なり合った複合要因によるものと言われております。私たちは、田路市政にすべてをゆだねているわけであり、すべての事柄において、不明朗な異常現象が起きないように事柄を明確にし、声を上げる勇気、温かさ、さわやかさを感じられる行政運営をこれからもちゃんと進めていっていただきたい。どういうお心構えなのか、いま一度お尋ねしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 激励と受けとめさせていただきまして、力いっぱい頑張っていきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 期待しております。現状を知らなければ、未来はつくれないと言われてます。しっかりと現状を見極めていただいて、しっかりと行政を進めていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で9番、大倉澄子議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後2時5分まで休憩いたします。

午後 1時53分休憩

午後 2時05分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 6番、岡崎です。議長の許可を得ましたので、公明党を代表して本定例会の代表質問を2点いたします。

まず、宍粟市のさらなる発展のため、財政運営の進め方について市長に伺います。

平成17年4月に旧4町が合併して誕生した宍粟市は、新たな行政運営を進めるため、合併協定に基づく市民との協働の推進、財政の健全化、合併による地域間格差や課題の解消など、さまざまな改革に取り組んできました。議会においてもさまざまな改革を実施しましたが、中でも議員定数を26人から20人にするなど、定数削減を行いました。そして、今回さらに議会改革を行い、市民に信頼される議会を目指して、議会基本条例の制定に向けて鋭意努力しているところでございます。

行政当局におかれましては、さまざまな改革の指針となった宍粟市総合計画前期基本計画の推進期間が今年度平成22年度をもって満了します。このため市長は、宍粟市のさらなる発展のため、行政指導の行政運営から市民参加、市民協働によるまちづくりへの転換と自立した自治体運営に向けた基本ルールづくりとして、自治基本条例の制定をしようとされています。今後は、宍粟市総合計画後期基本計画の作成など、未来の設計図づくりに着手され、宍粟市の将来像である「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」実現に向けて、住民目線で市政の運営に取り組まれることを期待するものであります。

合併して5年間は、新庁舎の建設、地域情報通信基盤整備の事業、火葬場建設事業、千種・波賀町の水道事業等の大規模事業を概ね終了し、そのような中、昨年台風9号災害に係る復旧復興事業、新たなまちづくり計画、学校の規模適正化、幼保一元化計画の推進、環境基本計画の策定、公共交通総合連携計画の策定、学校の耐震化、上下水道の料金の見直し等、これからはハード、ソフト両面ともに取り組まなければならない課題が山積しており、ますます極めて厳しい財政運営を強いられているのが現状であります。宍粟市の場合は、市で普通交付税、合併特例債、過疎債等、有効に活用し、この5年間事業展開でまちづくりや財政運営が可能でありました。今後も総合計画、後期基本計画に基づき、財政運営が行われると思いますが、そこで市長に伺います。

1. 普通交付税の推移が平成28年度から平成33年度の5年間でどのぐらいの額に低下するのか。また、そのことにより行政サービスの低下が懸念されるがいか

2. 普通交付税算定替え、いわゆる一本算定や、合併特例事業債などといった特例措置が平成28年度以降に縮減、終了することから、その後の安定的な行政サービスの提供を確保するための財政運営を、市長はどのように思われているのか、されるのか。

3. その後の安定的な行政サービスを確保するため、早期の対応が必要になってきます。そのため23年度を持続可能な財政運営に向けた取り組みを開始する初年度と位置づけ、後年度の財源とするための仮称「宍粟市合併特例措置逓減対策準備基金」条例を制定し、普通交付税の削減期間を実質的に延長、その基金を後年度に充当・活用し、歳入の削減に伴う歳出の急激な減少の緩和を図ることを提案いたします。

4. この基金は、合併特例債措置の逓減前、逓減後の期間の財政調整を目的とするため、毎年度の財政調整を目的としている財政調整基金とは明確に区分すべきであります。

次に、大きな2番として、子宮頸がんワクチン接種並びに検診について伺います。

女性の子宮がんには2種類あり、子宮頸がんはウイルスによる感染、子宮体がんはホルモンのバランスによって起こります。この子宮頸がんはワクチン接種と定期健診でほぼ100%防ぐことができるがんであると言われております。子宮頸がんは、年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなっていると推定されており、最近20代、30代の女性に急増しており、原因のほぼ100%がウイルスであるヒトパピローマウイルス、HPVの感染によるもので、発症原因のわかっている唯一のがんで、唯一防ぐことができるがんであると自治医科大学の埼玉医療センターの今野教授が表明されております。今野教授によると、12歳の女子にワクチン接種した場合、がんの発症者数、死亡者数はともに73%を減らすことができました。しかも国全体で考えると、接種費用約210億円に対して、約400億円の医療費の抑制にという試算もあります。また、諸外国の調査でも予防措置にかけた費用の2倍の効果があると立証されております。

日本も昨年10月にワクチンが承認され、12月から販売が開始されました。ワクチンは半年間で3回の接種が必要で、接種費用が約5万円前後になり、接種費用が高額なためなかなか接種が進んでいません。是非公費助成を強く求めるものであります。このワクチンは100カ国以上で承認され、多くの国々で10代の女性を接種対象に公費助成が進んでおるところでございます。国内でも6月現在、114自治体で助成が実施されております。今の時点ではもっと増えていると思います。近

隣の自治体では、三木市、養父市、そして明石市が公費助成の実施を表明しており、既に行われております。特に明石市が小学6年生までの女子児童、女子生徒全員を対象に必要とされる3回分のワクチン接種費用を全額助成しています。

また、感染を早期発見するための定期健診も大変重要であります。特に日本は検診率が低く、欧米では7割、8割になるのに対して、日本はまだ2割程度なのが現状であります。公明党は2009年度の第一次補正予算で子宮頸がん、乳がんの検診無料クーポンを推進し、検診率を上げることに努力をいたしました。無料クーポン検診事業も10年度は政権が変わり、216億円の予算が76億円にと3分の1にカットされましたが、宍粟市は無料クーポンを継続していただいています。なお、最近では島根方式といわれる検診が注目を浴びており、この方法は一度の検診で二つの検査を併用して行うことで、100%近くまで検診率を上げることができるようになっております。

そこで、1、子宮頸がんのワクチン接種の公費助成を、2番、子宮頸がん、乳がんの検診率のさらなる向上を、3番、子宮頸がん検診の精度を上げるため、島根方式の採用をされること。以上3点を強く望むものであります。そして、子宮頸がんから女性の健康と命を守るためワクチン接種の推進を行い、宍粟市から子宮頸がんゼロを目指す取り組みを提案します。

以上をもって、一般質問を終了します。

○議長（岡田初雄君） 岡崎久和議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 岡崎議員の一般質問にお答えをいたします。

具体的な数字等については、またそれぞれ担当が申し上げますが、基本的な問題につきまして申し上げたいと思います。

合併特例措置の終了後の財政運営に関する問題であります。まず、一本算定後の普通交付税の減少に伴う行政サービスの低下の懸念、あるいは、行政サービス提供を確保する財政運営についてであります。これまでも定員適正化計画をはじめとする行政改革の推進により、一本算定と特例措置の乖離を埋めるべく鋭意努力をいたしているところであります。

しかしながら、交付税制度の動向が不透明であること、あるいは経済情勢による市税等の減収など、なお厳しい財政状況であることは変わりはないというふうに考えているところであります。なお、平成22年度における試算では、一本算定と合併算定替えとの差は約19億円となっております。

今後におきましては、公債費の減少、人件費の削減、事務組合への負担金支出など、減少していくものと考えておりますが、財源不足を解消するためのさらなる行革の推進や予算措置における選択と集中、さらに、事務事業の精査、負担の公平性などを図るため、市民の皆さんにも行政とともに汗をかくという機運にもなっただくよう努めていくことが重要と考えているところであります。これらを強い意思で推進するとともに、可能な限り財政調整基金への積み立てを進めていき、特例措置の縮減、終了以降の真に市民の皆さんが必要とされる安定的な行政サービスの提供に向け、一層努めてまいりたいと考えております。

次に、仮称「宍粟市特例措置逡減対策準備基金」の創設の御提案でございますが、そもそも交付税の特例措置は、その期間において合併による影響を解消し、合併市本来の財政規模にすべきとされる制度でございます。御提案の基金創設は行政にかかわるものや、すべての市民が思いを一つにして宍粟市をつくっていかうという意識づけの意味もあるというふうに理解をいたしますが、これまで申し上げてきました運営方針で、その目標に向けて頑張っていかなければならないと考えております。

また、後年度の財源不足を補うという目的からすると、取り崩しを含めて財政調整基金との区分を明確にすることがなかなか難しいのではないかなというふうに思います。いずれにいたしましても、現状において御指摘の財政状況については、真摯に受けとめており、市としましても財政調整基金の計画的な積み立てで達成していきたいというふうに考えているところであります。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種と検診についてでございますが、このことにつきましましては、予防の有効性ということについては承知をいたしているわけであり、まず、子宮頸がん予防ワクチン接種費用の公費助成につきましましては、たしか3月定例会で国県とあわせながら宍粟市としても考えてまいりたいというふうにお答えをしてきたというふうに思います。

国の動きでございますが、厚生労働省の平成23年度予算概算要求の主な新規事業に子宮頸がん予防事業として、次世代の女性のがんを予防するため、子宮頸がん予防ワクチン事業への初の国費による助成という項目が入っております。内容は、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン事業費の一部を定額補助（3分の1相当）というふうに記載されておるわけですが、しようとするものでございます。

宍粟市におきましても、こうした国の制度、そしてまた、県の制度というものを見ながら、公費助成のあり方を検討したいというふうに考えております。金額もかなり高額でございますので、そういったことも踏まえて考えてまいりたい。

次に、検診の受診率につきましては、国のがん対策推進基本計画は、平成19年度から平成23年までの5年間を対象といたしまして、がん検診の受診率を50%にするをいたしております。宍粟市としましても、こうした目標に近づくよう、がん検診受診促進に取り組んでまいります。

次に、子宮頸がん検診の精度を上げるために、島根方式採用ということですが、島根方式が効果的な検診方法であるということは、認識をしておるわけでございます。現状では、顕微鏡でがん細胞の有無を調べる細胞診が中心であります。島根県はこれに加えてウイルス感染の有無を調べるHPV検査を併用する検診を、平成19年に全国で初めて実施をいたしました。併用すると精度は確かに上がると考えますが、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針によりますと、検診項目は問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診として、必要に応じてコルポスコープ検査を行うというふうになっているところでございます。現在は当市では島根方式は採用はいたしておりません。また、島根方式を実施するには、集団検診で細胞診とHPV検査の二つの検査に対応できる検診機関でなければできないわけでございます。現在、宍粟市では、姫路市医師会に委託をし、検診を実施をいたしておりますが、今後、姫路市医師会をはじめ検診機関と調査研究しながら、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 昼までの藤原議員の回答と同じような回答だったんですけど、市長はよく言われるように、議員は具体的な提案をせよと。私はそのつもりでやりました、実は、今回。これ、本当に私も最近ここ2、3年、特になんですけど、これで宍粟の財政はむちゃくちゃになるんじゃないか、将来。だんだんだんだん不安になってきまして、これはもう大変なことになるぞと。我々議員も、首長もいつまでも首長を続けたり、議員を続けたりするわけじゃないんですね。将来の宍粟のこと考えたら、このままでいいんだろうかなということが、だんだんだんだん私個人として深い憂慮の思いに駆られていくんですね。実際、私も今2問目で質問しているこのワクチン、公費がたかさんかかると言い方されましたけど、私がずっと言いましたように、費用対効果のことを考えたら、これは必ず効果の出ることであって、医療費を抑制するには本当に効果があるんですよ。そういうことも考えて私は質問させていただきました。

第1問のことに對して、具体的にちょっと一問一答でやらさせていただきます。

一つは、市長も今言われましたように、国のほうも普通交付金に対して不透明なところがあると。ますますここへきて不透明になりましたね。今、民主党の選挙が、代表選があるわけなんですけど、小沢さん元幹事長と、今の菅総理が同じコップの中いうのか、党の中で二分するような討論いうのか、闘わせているわけなんですけど、市長も読まれていると思うんですけど、9月8日の神戸新聞にも書いてあるんですけど、これずっと今テレビでも言ってますね。要するに一括交付金のことね。実は、小泉内閣のときに三位一体の改革で4兆円を削減すると、その代わりに3兆円を税源移譲するんだということで、1兆円マイナスになりました。それプラス普通交付金、今までもらいよったやつがぐっと削減されて、もう大変な状態になったわけですね。そのことで地方はますます経済は疲弊するし、大変なんだということで、私らも政権党に入っていた関係もあって、臨時の経済対策ということで、どんどん、どんどんいうかやったわけなんですよ。そういうことであつたわけなんですけど、今度の小沢一郎さんの主張では一括交付金は7割出して、21兆円ですけど、17兆円ですかとりあえず、そこの7割を地方に出して、3割縮減できるんやと、それは何のためかいうたら国の予算組むのに3割をそっちへ回さなあかんから、ただそれだけのことで、ちょっと私らに言わしたらおかしいんちゃうかと、その考え方はという思いがあります。

そんな中で、市長にとやかく言うことではないんですけど、そういうことも含めて、例えば、社会保障費や義務教育関連に占める割合はものすごく今大きくなっていますね、国も地方も。そんな中で普通交付税が削減されたら、もう大変な状態になると思うんですよ。そういうことに関して私は基金も積み立てていくのは大事ではないかということを行っているんで、そのことについてどのように思われますか、お聞きします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 基金そのものについては、非常に大事なことであろうというように思っております。そういうことで、合併特例債につきましても、基金積み立てが24億円までと。これも早く積み立てておきたいというふうに思っているところでありまして、この新しい名称を今おっしゃったことについては、財政調整基金と、そして今申し上げたような基金、どういうふうに整合するかなど、その辺はちょっと調査をしなければいかんというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 私、言っている限りは、この基金の捻出をどないしたらええ

かということを私なりに考えてみたというのか、思ったんですけど、先ほども言いましたように、大型の事業はほとんどこの4年間でやられて、あとは学校の耐震化も市長がこの間起工式で言われたように、河東をやったら9割耐震化は進んでいるんだと。宍粟市は本当によそから比べたら、学校の耐震化進んでいるわけなんですね。そういうことも含めて、そうなんですけど、今後は市民の人はいっぱいあれもつくってくれ、これもつくってくれということになると思うんですよ。それで失敗したのが篠山市ですね、例のね。本当に6町合併して、10年前に合併したわけなんですけど、もういろんな旧町のどないゆうてええか、エゴとは言いませんけど、そういう思いでどっと言って、それを首長なり議員なりが、これもいい、あれもいいということでやったのが、今1,000億円借金があるらしいです。うちは760か70ぐらいですけど、そんなに変わらないんですけど、そういう大変な状況になっているし、宍粟市は、合併特例債が181億円一応使えると。そんな中で先ほども総務部長が答弁あったように、現代は100億円を使わせてもらっているから、あと、できるだけ150億円ぐらいにとどめたいんだということをおっしゃいました。これは本当に大事なことであると思います。

そうなんですけど、ちょっと逆のことを言わせてね、例えばこの西播で合併していないところがたくさんありますね。合併したくてもできなかったところがありますね。そのどこなんかは新庁舎も建てたいと。それから地域情報化も地デジの関係でやらなあかんと。だから、それやりたいんですけど合併していないためにやれなんだし、市民にもむちゃくちゃ負担がかかっているわけなんですよ。そうなんですけど、それと裏腹に宍粟市の場合は4町合併して、そして合併特例債7割は国が見てくれるといういい制度、また過疎債も7割見てくれると。3割が市の借金であるということ。それを本当に有効に使って今まで事業されたし、それからこれからも、あまり何にもしないということも経済も疲弊しますし、ある程度の中ではそういう箱物もつくっていかなあかんのやと思うんですけど、そういうことが言えます。そして、市長も先ほどおっしゃいました、私は大型の箱物に極力財政支出をしないということと、人件費のことをおっしゃいました。ちょっと後でも言いますが、人件費削減、これは10年間で120人という話があって、ずっとそれに向かって計画以上にやられているということをお聞かせしています。それはそれで有効な健全化のことであると思います。そして、それだけじゃなしに、やっぱり基金積み立ての問題、収入の増加の取り組みもせなあかんと、同時に。それが、例えば産業、雇用の総合支援の取り組みということが大事になってくると思います。だから、その大型の箱物のこととか、

人件費のこと、それから新しい収入増加の取り組み、そこらについて市長に伺いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） そのとおりであります。やはり、出るを削ることと、あるいはまた、今後に入ってくるために投資をする。この2つのものが必要であるということは、そのとおりだろうと思います。今、学校の話が出たわけですが、学校統合、幼保一元化、これらにつきましても、今、教育委員会で10年スパンというようなことで、一つの計画が立てられておりましたが、今教育長と相談をしながらできるだけ早い時期に、一応決定をしたらやっていくことをやらなければ、過疎債が6年、特例債があと5年ということになっていますので、そこらをうまく使いながらやっていくことが肝要だろうと思いますし、そういう点で議会もひとつ御協力をいただきたいというように思います。

それからまた、一方では、やっぱり産業振興ということが必要でありますし、これにつきましては、工業も農業も林業もということで、それぞれ今それのもとになるための施策を今、ソフトの面であります講じているところであります。特に、企業誘致等についても、条例を先般お認めをいただいたんですが、そういうことも踏まえながら今、小さくてもいいからということで、今いろいろ取り組みをしているところであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 今、菅総理が1に雇用、2に雇用、3に雇用と言っておられるんですけど、あれ言葉じり拾ったらいけないんですけど、やはり、経済が発展しないのに雇用は無理だと思うんですよ。だから、やっぱり私、新しい産業の振興ということを言いましたけど、やはり、あるときにはどぼっと、どない言うたらいいんかな、財政出動、それも私は市としても大事になってくると思います。

次に、僕もこれはやっておられると思うんです。総合計画後期基本計画を策定されると思うんですけど、来年。それと、行財政改革大綱との整合性を確保できるかどうか、今の時点で、それをちょっと伺いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 失礼します。行政改革での現在21年度に至るまでの改革の効果、どれだけあったかというふうなことの実績に繋がるわけでございますけども、18年度から21年度まで、3.8億円18年度で、19年度で3.9億円、2

0年度で1.7億円、21年度で2億円というふうな実績を残しております。そういうふうな中で、今後も行政改革について負担金であったり、補助金の項目であったり、委託料の見直しであったり、公用車の見直しであったり、大きな問題から小さな問題まで広く取り組んでいくというふうな姿勢で臨みたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 今の質問にも関連してくるんですが、次に、事業するとき優先順位を決めますね。それで、これ私が勘違いしているかどうかかわからんですけど、大体が課から部に上がって、市長、副市長らが判断する、そういう予算の立て方というのか、そして事業の実施というのか、そうだと思うんですけど、今から先、特に事務事業の部局ごとの厳格な優先順位づけによる事業実施、これが大事になってくると思うんです。これは、特に一つとして、課ごとの事務事業の優先順位を決定すると。それから、部局ごとの事務事業の優先順位を設定。そして、市としての優先順位を決定。市長は、集中と選択か言われましたね。そういう言葉よく首長は使っているんですけど、よその人もね。そうなんです。

そんな中で、例えば、こうことがあるんです。ある団体は、私ずっと見ているんですけどね、いろんな事業をぶわっと打ち出しているんですよ。それには予算も要るし、人も要る、人が要るから予算が要る。だから、どんどん膨れ上がりよるんですよ。この宍粟市はそういうところがあるんじゃないかと。だから、この積み上げ方式、係でやって、課でやって、部でやって、だんだん積み上げ方式で予算編成するんじゃないしに、これだけしかないんですよということをがんと市長のほうから言われて、それに基づいて予算編成するようなことにはなりませんか。それを少しお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 予算編成につきましては、下から積み上げてくるものもありますし、予算編成時期になりますと、基本的な方針は私のほうから指示をいたします。それに基づいて予算編成の作業に入ると、こういうことで今進めております。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 国だろうが、県だろうが、市だろうが、各部局で予算の分捕りというのか、そういう状況に予算編成のときになるんだと思うんですけど、やはり、今の宍粟の財政状況を見たら、部をまたがったり、となりの課というのか、そういうことも勘案して、本当にうちのこの事業は優先すべきかということまで、今後は取り組んでいかなだめだと思うんです。そんな中で予算編成をしていただきました

いと思います。

それと、よく滞納整理のことを言われるんですけど、うち宍粟市も県のほうから1人人材を派遣していただいて、滞納整理に当たっていただいておりますけど、よそのある県なんですけど、地方で機構というのがあるそうです。これ、兵庫県にはあるんですか、ないんですか。そして、その取り組みというの、宍粟はどのようにされていますか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 今おっしゃったのは、地方の自治体そのまま住民の方に強い滞納処分はしにくいということで、四国なんかにはたくさんあるんですが、地方税の滞納整理機構というような名称で、県単位で、いわゆる職員体制をもって滞納処分をされている実態がございます。兵庫県には今ございません。現在のところは、県からの職員の派遣とか、そういう協力体制でやっております。ただ、西播磨の税務担当課で、課の担当者では、西播磨レベルでそういった組合ですか、滞納組合を設けて徴収に当たってはどうかというような発言もあったときがあるんですが、やはり、規模が小さ過ぎまして、身近の徴収しかできない、また、職員の派遣の問題もございます。今おっしゃるような提言は、全国各地でたくさん出ておりますので、今後県レベルの担当課長会とか、そういうようなところで県にも呼びかけたい、また、そういう検討もしていただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） これ取り上げたんは、要するに滞納が本当に合併時から今までむちゃくちゃ増えとんですね。合併時と今の状況、額で教えてください。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） ちょっと待ってください。お待たせしました。合併前の額が約5億8,000万円程度。今は8億弱になっております。したがって、3億程度の増はしたという結果でございます。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 要するにこの5年間で3億円増えましたね。本当に行財政改革いろいろとやる。そして、こういう経済的な状況であるから滞納も増える。それはわからなくないんですけど、やはり納めてもらうものは納めてもらうという、国民の義務の一つですから、そこらのところをやるために、私が今さっき提案しました地方税の税機構というんですか、そういうのを今、清水部長が提案するというか、検討しますとか、言ってみますとかいうような話だったんですけど、もっと具体的

に、うちだけじゃなしに、本当にどっこも困っているわけですから、何とか滞納をきちっと整理できるような体制を県に申し入れてもらうというようなことは考えられていませんか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 現時点では、先ほど申し上げましたように、具体的に県のほうで検討がされている事情はございません。ただ、市といたしましても、県に対してそういう機構をつくっていただきたいという要望までも至っておりません。今後、先ほど申しましたように、担当者会議を経たり、また市長の御判断を願う中で、要望等が必要があれば行ってまいりたいというように思います。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） それでは、その基金の積み立ての問題で、最後に、市長にこの私が提案しました基金に対しては、今後とも取り組む意思があるのかなのか。それをもう一遍、再度伺います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど申し上げましたように、基金も幾つかございます。財政調整基金もございますし、減債基金、そういったものもございます。そういったところで、うまく機能するかどうか、そういったことを調査しながら、また御相談申し上げたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 私は、例えば今年、今年だけやなしにずっと行政懇談会あるんですけど、必ず、白谷市長もそうだったんですけど、田路市長もそうだと思います。財政が厳しいんですという話がまず出ますね。だから、私は厳しいんだったら厳しいなりに改革して、そして基金も積み立てて、行政当局はこのように努力しているんですよ、市民の人もどうか協力してくださいという、そういうアピールをするためにも、私はそういう準備基金ですか、積み立てたら、市民の人もああそうやなど、これ家庭でも一緒なんですね。本当に将来のために何ぼかでもいいから、その一部を積み立てていって、将来はこれやりたいという思いですね。市は、本当に年間400億円の予算を使うわけなんですから、それは本当に今さっき言われた19億円のマイナスになるという話があったんですけど、そしたら、例えば2億円ずつ積み立てるとかね。ある市なんかは、うちと同じような人口規模で30億円積み立てるんです。2億5,000万円ずつ積み立てて、そのかわりものすごく綿密な計画を立てています。そういうことで、何とか市長も宍粟市も考えていただきたいと

思います。

それでは、子宮頸がんワクチンの接種について、先ほど市長に答弁していただきまして、国的にも県的にも厚生労働省が23年度から5年間で、そういうがんに対する取り組みを重厚するという答弁をされました。私も最初に言いましたように、本当に皆さんこれで、特に子宮頸がんで悩んでおられるんです。女優の仁科明子さんというんですかな、その人がうちの松あきら副代表と対談されました。38歳のときに子宮頸がんになって10年間それで悩んで悩んで、苦しんで苦しんできましたと。今御存じのようにテレビコマーシャルをされていますね、親子でね。それだけみんなが大変なんだと、1年間に1万5,000人も発症しているんだと、3,500人も亡くなっているんだと。

私も前の質問のときに言うたんですけど、宍粟市の女性、20歳の人も子宮頸がんが見つかったけど、お金がなくて、どないしたらいいんですかと私に相談ありました。当時の事務長にこうこうこうなんですと言うたら、それは何ぼ要りますよと、1週間で治りますよということを書いていただいて、それでその人は解決したんですよ。それで、仁科明子さんは、こういうふうに言われているんです。「セクシャルデビューする前の若いうちに、予防ワクチンを接種すれば備えることができますから、第1予防でワクチン接種して、第2予防で検診をしていくことが大切ですね。子宮を守ることは命の源を守ることです。少子化対策にもつながっていきますから」ということで発言されております。

それと、市長も読まれたか読まれなかったか、知らないですけど、神戸新聞の9月6日付の発言の欄に、この子宮頸がん摘出手術を受けましたとあって、50歳の匿名で載っています。45歳のときに、市の無料検診を受けました。ほとんどの検査は近所の総合病院で受けられましたが、子宮がんの検査だけは産婦人科の病院へいかなければならず、億劫で二の足を踏んでいましたと。ところが友人に誘われて無料の検診を受けたことによって子宮頸がんが見つかったと。だから、すごいあれやから、私にとってはラッキーだったんだと。検査を受けることで、がんで亡くなる方が1人でも少なくなればと思って投稿しました。周りには手術をしたことは内密にしていますので匿名でお願いしますと、ここまで新聞記事に載っているんです。そういうことで、これを利用して参議院議員に当選された人もあるし、昔は薬害エイズでそれを売り出して当選され、それは別の問題なんですけど、それだけこれは大事な案件なんですね。だから、市長も、先ほど聞いていたら、前向きな国県に従うというような答弁だったんですけど、もう一遍聞きます。やっぱり宍粟市も財政

が厳しいんですけど、将来のことを考えたら兵庫医大の先生が20年、30年先の
ことまで考えたら絶対これはやるべきだと、早期にやるべきだと。さっきは明石市
のこと言いましたが、6年生と言いましたけど、6年生から中学3年生まで全額補
助しているんです。

今日の実は公明新聞にも出とんですけど、これ鳥取市がワクチンの助成、これは
半額助成しているわけなんですけど、全女子中学生を対象にということを出ていま
す。そういうことで、日本的に国全体で取り組んでいます。もう一度、その取り組
みについて市長の見解を伺います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほどから申し上げておりますように、前向きには考えたい
というふうに思っております。ただ、しかし、今申し上げたのは、23年度の概算
要求の中にそういうことが盛り込まれたということで、これからどういうことにな
るのか、あるいは、ちょうど党首選が始まっておりますので、あとどういようにな
るのか、その辺も見極めたり、財源の問題もあります。将来を考えれば、今おっ
しゃるとおりですが、目の前の財源の問題もありますので、その辺を十分勘案しな
がら検討していきたい。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 先ほども言いましたように、2010年度の予算では、21
6億円だったのが、76億円、3分の1になりました。これ、選挙に利用されやす
いんですね、はっきり言って、こういうようなことはね。そのことによって、それ
を自分の選挙公約にしたりしてやられるんですけど、本当に命のことを考えたら、
そんなことで人の命が粗末にされるということは、ほんまにけしからんと思うん
ですよ。だから、国の概算要求が決まったら云々って言われますけど、財政厳しい中
であるけど、実数はそれを早く取り組んでいったら取り組むほど、将来のことを考
えたら、費用対効果のことも、医療費のことも考えたら、絶対効果が出ると思いま
す。もう一度、市長、お願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど申し上げたとおりです。

○6番（岡崎久和君） 終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、6番、岡崎久和議員の一般質問を終わります。

続いて、18番、岩路昭美君。

○18番（岩路昭美君） 18番、岩路でございます。余談ですけど、ただいま岡崎

議員と市長との間で、大変、事業予算の考え方について重要な議論がなされました。私、許されるなら関連質問したいぐらいなんですが、それはさておきまして、通告の3点の質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点は、今回、過疎法が6年間の期間延長ということになったわけでごさいます、この過疎事業あるいは過疎債というのは、財源の乏しい我がまちにおきましては、主要な、大変重要な関係を持つ過疎自立促進法でごさいます。それに絡みまして、市長にまず1点目の質問をさせていただきます。

通告していますように、過疎地域自立促進特別措置法に基づく対象事業の推進にあたって、新たな原則を再確認、あるいは確立していく必要があるんじゃないかという観点でのお尋ねでごさいます。今回は、御存じのとおり単なる従来の過疎債の期間的な延長というようなもの、あるいはローリング以上のものを求めているわけでごさいます。

そこで、市長は過疎計画事業推進に当たられまして、新たな基本原則を示されるべきであると、こう思います。さらにまた、市長が思っておられるだけじゃなくて、その新たな過疎対策、あるいは事業についてのポイント、指示、指導はどういうような補助職の方々に示されたのかというようなことを、まず、お尋ねをします。

それから2点目は、今回、市長の行政推進の主要な推進にしたいと位置づけておられますまちづくり協議会、これは条例制定された機関でごさいますが、このまちづくり協議会の位置づけ、役割についてお尋ねをしたいとこういうように思います。

もとより、合併協議会で設けられておりました地域協議会とは違う組織体であることは理解しております。前回の合併協議会で設けられました地域協議会というのは、形骸化され実質的な働きをしないままに幕をおろしたわけでごさいます。明らかにこのまちづくり協議会というのは、名前こそ似てはいますが、役割は明らかに相違しているはずでごさいます。しかるに、一部の住民、あるいはまた関係者、行政の内部においてすら混同、混迷が見られているように思います。そういうことでごさいますので、この際、明確な市長の見解を承っておく必要があるだろうとこのように思いますので、2つ目の質問としております。

それから、3点目は、副市長にお尋ねするわけですが、副市長の名前で現在実施されております地域交通についての住民アンケートというのが行われているわけなんですが、このアンケート、過疎政策、あるいはソフト事業との関連においてお尋ねをしてまいりたい、このように思っています。

そのお尋ねをしていく前段といたしまして、交通弱者対策、高齢化の進む本市に

おきましては、あらゆる活性化計画の中心課題であるところのように私は思います。そこで、今回のアンケートはこれらの基礎データとして位置づけられるものであるのかどうか。本市住民の移動する手段として最大唯一のものと言えるのは、自家用車であり、この自家用車対策と高齢者との対策は地域交通を活性化していくということを考えるならば、不可分の関係にあるんじゃないかならうかと思えます。こうしたことに対する課題解決の手がかりに、このアンケートを恐らく位置づけられておられると思えますので、これらにつきましてのいわゆる思いを御答弁いただきまして、順次具体的に、以上申し上げました3点についてお尋ねをしてみたい。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 岩路昭美議員の一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時 1 5 分まで休憩いたします。

午後 3 時 0 2 分休憩

午後 3 時 1 5 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

岩路昭美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 岩路議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、過疎対策事業推進に当たっての原則についての御質問でございますが、このたびの過疎地域自立促進特別措置法の一部改正は、期限を6年間延長するとともに、過疎対策事業債のソフト事業への拡充、今回の改正の主なものは、このソフト事業への拡充ということが大きな要点であります。また、対象施設の追加などにより、時代に即応した実効性のある過疎対策を講じようとするものであります。

今回の計画策定に当たっては、幼保一元化に向けたこども園の整備や小学校適正規模化に伴う施設の整備、ソフト事業としましては、地域医療の拡充、交通手段の確保などを主とした、過疎が進行する地域にとって、安全・安心な暮らしを確保するための、できるだけ生活に密着した住民本位の事業、そしてまた、一方では活性化に向けてのものを原則に考えているところであります。

また、市全域においても深刻となっております少子化や高齢化に対応し、それぞれの地域の特性を活かした地域力の向上につながる事業の推進に努めてまいります。

なお、過疎債の運用につきましては、真に必要な事業に充てることで地域の自立を促進するようということにいたしております。

このソフト事業につきましても、ある程度一定の枠があるようでございますので、そういった具体的な数字等については、担当のほうから申し上げます。

続きまして、地域協議会とまちづくり協議会の位置づけ、役割についてでございますが、地域協議会は平成17年9月に合併特例法の規定により、合併後の新市に設置されることができると地域審議会に準じて設置されました。各町の地域協議会では、5年間に40回以上の会合を開催し、新市まちづくり計画の推進状況の確認及び地域の活性化について検討し、宍粟市の一体的な発展に資する多方面にわたる貴重な提言をいただいたところでございます。

また、このたび設置いたしましたまちづくり協議会の目的につきましては、条例にうたっているように、地域住民が身近な課題を自主的に解決し、行政と協働して個性的で自立した地域づくりを推進することです。具体的に言いますと、地域協議会につきましては、先ほど申し上げましたように、協定がきちっと守られているか、こういったことについて、ある一定の監視的なものもあったわけでございます。まちづくり協議会につきましては、市の中でその地域地域がどういう役割を果たしていくかと、こういったことが主な違いでもございます。しかしながら、目的そのものにつきましては、基本的には共通し、まちづくり協議会は地域協議会を引き継いでいるものと認識をいたしております。すなわち地域協議会からまちづくり協議会への移行は、今後、まちづくり協議会では地域協議会の貴重な提言や地域の皆さんの意見をもとに、それぞれのまちづくり計画を策定し、地域の課題解決に向けた実践活動を市民の皆さんと行政が一体となって行ってきたいというふうに考えているところであります。

次に、地域公共交通に係るアンケート調査につきましては、副市長より答弁を申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 地域公共交通につきましては、合併の際の新市建設計画にも公共交通の充実という命題がございました。それを受けまして、平成17年には公共交通プロジェクト、職員のプロジェクトでございますけれども、立ち上げております。その後、平成19年には宍粟市地域公共交通会議、それぞれ関係者お集まりいただいて議論をいたしました。

その結果、平成22年の3月に現在私が代表を務めております宍粟市地域公共交通活性化協議会による、これはものをつくりあげたところでございます、これは国の補助事業として地域の公共交通にいろいろ検討を加えて、あるいは実証実験をするために補助制度がございましたので、これを利用して地域の皆さんと今検討を深めておるところでございます。

その中で、お尋ねの宍粟市の公共交通に関する市民アンケートを実施しているところでございます。内容は、現在そういった地域公共交通総合連携計画を策定するために、その利用実態、あるいはニーズ調査を8月下旬に市民2,500件、これ世帯主でございますけれども、その世帯主を対象にアンケート調査を実施し、9月6日に締め切ったところであります。あわせて、市内157の全自治会、118の全単位の老人クラブへもアンケート調査の協力をお願いをしているところでございます。その調査におきましては、本当に公共バスを必要としているかを問うだけでなく、利用者がどのような生活をしているかを把握するための設問も設定をいたしているところでございます。また、路線バス全便の乗降調査、本当に実際の乗り降りの調査や利用者のニーズ調査も実施をしておりますして、調査の集計分析は10月中旬に完了する予定でございます。

これらの利用実態、ニーズ調査につきましては、移動を保障すべき人はどんなものか、保障すべき目的についてはいかなるものか等を連携計画の策定において明確にすることといたしておるところでございます。当然、交通弱者といわれます高齢者、障がいのある方の具体的な利用目的はどこにあるのか、それは通院なのか、生活必需品の買い物にあるのか、また、路線バス、コミュニティバス、福祉外出支援サービスなど、どの交通手段が利用者のニーズに合っているのか、さらに市民の方が利用しやすいダイヤとは、どのような運行なのかなど、対象者、手段、行き先、目的など、地域での対策の方向性を検討するために需要の把握を目的といたしたものでございます。

また、具体的な事業計画策定によりまして、より細かなニーズ把握が必要であるとも考えておりますので、実施したアンケート調査以外にも地域別で個別のグループのヒアリングなど必要なケースもあると考えておりますし、また、地域の方々と協働をもとにしたニーズ調査をするなど、諸施策を考えているところでございます。いずれにしましても、地域公共交通手段の確保については、宍粟市にとっても重要かつ喫緊の課題でございますので、今、多くの皆さん方と議論を深めておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美君。

○18番（岩路昭美君） それでは、個別にお尋ねをしていきたいと思ひます。

最初の質問でございますが、過疎対策、あるいはその需要について、市長にお尋ねをしてまいりたいと思ひますが、現在の過疎計画あるいは実施計画というのは、これここにはっきりございますように、平成17年度から5年間なんですね。そして、この新しい過疎自立促進法そのものが求めているソフト重視ということについての御理解はそのとおりであろうと思ひますけれども、問題は、この新しい改正され延長された過疎法そのものも、やはりいわゆる自立計画そのものを求めています。逆に言えば、21年度で終わっている過疎計画そのものの新たな策定見直しということが、どうしてもこれ必要になってくるはずでございます。今、進めている過疎対策につきましては、ソフト事業を重視だということで、幼保一元、地域医療、交通対策、少子高齢化対策、そういった市民の生活に密着した活性型のを進めているんだとこうおっしゃるんですが、今後の継続的な、あるいはこの考え方を生かしていく事業計画の策定ということは、これ避けて通れないわけでございますが、この計画はどのような形になるのか、あるいはその促進計画の政策形成はどのような形で進めていかれるのか、いつこの新たな計画が継続して策定されるのかということは、非常に大きな問題でございます。なканずく私が今、その過疎自立事業について、過疎法が一番大きなポイントであります過疎債、これを活用していく上においての実施計画、こういったものが系統的に住民や我々に示されなければならない。こういうことは必須の手順だろうと思ひますが、これはいつ、どのような形で我々に示されるのか。まず、この点についてお尋ねしたい。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 岩路議員の過疎の促進の計画についてはいつ出されるのかというふうな御質問でございますけれども、現在、関係部局が集まりまして、その計画を策定しておる最中でございます。私どもが考えておりますのは、12月の議会に提案できるような形でのことを考えております。

また、その基本的な過疎の計画についてのベースになるものというふうな御質問があったかと思ひますが、まず、2点ほど考えておまして、財政負担の能力に応じた事業量の検討というふうなことで、これまで進めてきた財政健全化の趣旨を堅持しながら、財政規律を維持しながら事業量の検討を行いますというふうなこと。また、2点目には、将来にわたる負担の検討というふうな部分もあろうかなというふうに思っております。施設の整備により新たな維持管理経費が増加する場

合もある。また、将来にわたる経費を勘案しながら、事業を検討してまいりたいなというふうに考えております。過疎法は自立を促進するための特別措置でありまして、平成27年度までの時限立法であるため、それを踏まえた事業の構築を図りたいというふうに基本的には考えております。その上に立って、先ほど岩路議員が言われましたソフト事業も加味しながら、計画案を立案していきたいなというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美君。

○18番（岩路昭美君） その過疎計画、あるいは実践計画については、今、関係各部局で検討中だと、こういうことなのですが、市長にお尋ねしますけれども、単なる今までの過疎法の継続、あるいはローリングといった流れの中で、今度の過疎自立促進法そのものはちょっと理解してはいけない部分があるというように思うんですね。単にソフト事業を重視していくという新たな面だけでない考え方が出てきていると思うんですね。これに対して関係部局で、現在、調整中、検討中というお話、12月議会に出すと、こういうことなのですが、この過疎法についてのいわゆる緊急研さんというものを踏まえて、市長は各部局のいわゆる検討をされる方々にどういう指示、あるいはどういう点を重視し、今回の計画をまとめていくように、あるいは研究するよというところをおっしゃっているのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほどもお答えをしたとおりであります。そうした中で、むやみやたらとやるでなしに、選択と集中をしていくと、そういうことの中で、財源をうまく使っていこうということをやっているところであります。今、それぞれに要望がたくさん出てきておりますが、それらの要望と、どの財源をあてるのがいいか、そういったことも含めて、今、担当課でやっておりますが、ある程度まとまった段階におきましては、先ほど質問にもありましたまちづくり協議会等にもこうしたことをということでお知らせもしたり、あるいは、後期の基本計画の委員さんも決定しておりますので、そういう中でも必要なものについては報告をしながら、前向きに進めてきたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美君。

○18番（岩路昭美君） 今、市長のほうからも答弁いただいた、特にむやみやたらな要望を聞きようわけやないよと。いわゆる集中と選択という指示をしたとこういうこととございます。そういったものがある程度まとまったら、まちづくり協議会

にも示して意見を聞くと、こうおっしゃいましたね。先の同僚議員の質問の中にもありましたが、現在、議会においては基本条例の策定中でございます。そうした中で、いわゆる複数年、特に3年、5年の長期にわたる事業計画を進めていく上においては、財源を含めて、やはり議会もしっかりとそうしたものと協議をし、だから一緒に考えていく、ともに責任を取るということが、今後の事業推進、特に財政を考えていく上に事業の集中と選択を図る上に重要だという認識を我々議会はしているわけでございます。

そういった中で、できたものはまちづくり協議会に聞きます。議会は一体どの部分で関与するんだと。現在の地方自治法では、この過疎自立法を継続して、仮に実施計画できましても、その計画自体に議会は関与させなくてもいいということになっている。ところが議会はそういうことでは、やはりこれからの自治体運営、特に財政・財源について、議会として議員として責任が持てないなど。だから旧自治法上の96条第2項に、やはりそういう長期にわたる計画、特に膨大な財源を要する計画には、議会も関与していこうという考え方を今持って条例づくりに研究をしているわけでございます。この過疎のこの問題も合併特例債の使い道、運用も含めまして、非常に将来の住民負担にも繋がる重要な計画策定であろうと思うんですね。これに対して、従来どおり、いや、議会がこんな策定は当局側がやることなんで、あとできれば予算のときに個々に出していくんだから、関係してもらえばいいということなのか、まちづくり協議会にすら、こういう案を示したいと言われるんだから、当然ながら案確をする段階、検討段階で議会に示されるほうがいいんじゃないかというように私は思うんですが、その点についての市長の御見解はいかがでございましょう。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましては、以前にもそんな議論があって、基本計画は議会の議決案件になっておるということがございます。しかし、それはそれとして、これから、名前はどうかわかりませんが、住民自治基本条例、こういったものが動き出します。そしてまた、議会の基本条例も動き出します。そういったことになりますと、議会の役割というのは、議会の権限と責任において、いわゆる選択と集中でもあったり、逆に言えば、優先順位を決定する大事な場であるというふうになるかと思えます。そういった点で、方法は別としてそれはそれで今おっしゃるような形でいいんじゃないかと、私自身はそう思っております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美君。

○18番（岩薮昭美君） 私の理解がちょっと不足なんです、それはそれでいいんだと思うということは、従来どおりでいいということやなしに、これからそういう方向を考えていくほうがいいだろうと。手法は別として、やはり、議会もともに責任を負い、責任ある議論に加わるという方向がいいだろうという見解だと、こう理解していいですね。わかりました。

それでは、もう1点、お尋ねします。

従来の過疎計画、あるいは参考資料、これ実施計画、事業計画ということになるんですが、この中には旧波賀町地域において、千種町地域においてとあって、それを明示してどういう過疎格差を是正していくかということが、そういう名前で特に強調されているんですね。今の、今というか17年度から現在まで引き続けている過疎計画には、そういうことが色濃く明確に打ち出されております。しかし、宍粟市がいわゆる過疎の自立促進の地域に指定されたというのは、過疎の見なし規定というんですか、合併したことによって宍粟市そのものが、いわゆる過疎法のトータルの適用の自治体になっていると、こういうように理解していいと思うんですね。これからつくられていくいわゆる過疎計画、特に旧自治体の千種と旧波賀町、そういうことを対象にしたそこと、他の同じ市内でも一宮、波賀との格差是正、より過疎化が進んでいるところに対するてこ入れということだったんですが、全市適用ということになってくると、考え方もまた柔軟に考えなければならない部分も出てくるわけなんです。今、考えられているいわゆる過疎計画、事業計画においては、そういう旧千種、旧波賀というような考え方で事業計画をなさるのか、いやそういったことはもう今後はなくって、宍粟市そのものを一つの過疎地という捉え方で事業をつかまえていくんだというようにお考えか、この1点はいかがでしょう。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、過疎の関係の法律につきましては、旧の千種町と旧の波賀町が適用するわけでありまして、しかしながら、宍粟市全体として、いろんな事業の中で、千種でやる事業については過疎債を充てようじゃないか、あるいは波賀についてはこれを充てようじゃないか、そういった考え方で、千種だけとか波賀だけとかいうんじゃないし、全体の計画の中で、この事業については該当するから過疎債を入れようとか、そういう考えで私はいいいんではないかと、こう思っております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美君。

○18番（岩薮昭美君） 副市長の交通対策についてお尋ねした中で、いわゆる過疎の自立促進ということとの関連においてもということ、ちょっと質問通告させて

いただいているのはそこなんです。例えば、交通対策を考えたときに、旧千種、旧波賀という問題じゃないですよ、しかし、宍粟市そのものがはっきり言って他の交通機関に恵まれた自治体に比べては、歴然たる交通格差がある、住民はそれだけ不便な状況にあるということは、一つ大きいと思うんです。そうなっていくと、地域交通このものも、やはり大きな地域格差是正という視点から見ると重要であろうと、こういうことを思いますので、あえて旧波賀、旧千種という町名を出して、今後の過疎計画を進めていかれる上において、そういうことに偏ったことではないんですねという確認をさせていただいた。そういうことやないという答弁をいただいたから、それはそれで結構でございます。

それでもう1点、市長が答弁の中でソフト事業について重点を置かれるんだけど、一応限度額があるみたいだから、これは担当にというようなお話ございました。確かにそこに年間、特にハード事業やないソフト事業に関する上限額というのは定められてます。地方自治体においては一定の算出方法があるようでございまして、僕が算出したんでは、間違っておれば教えていただきたいんだけど、小規模自治体においては財政需要額の低いところでは、あんまり役に立たないということになりますので、最低でも3,500万円、年間ですね、これソフト事業にいいですよというようなことの特例をつくって、本市の場合でいいますと、財政需要額、あるいは財政指数とこういったことをその算式に当てはめますと、年間に約1億4,300万円ぐらいのソフト事業に上限は、それ以上は1億5,000万円、1億6,000万円ということになると問題があるようですが、1億三、四千万円というところまではソフト事業に向けらると、こういうような算式を自治省が示しています。

そういうことを念頭に入れるならば、これ副市長のほうの交通の問題についての再質問にさせていただきたいと思うんですけども、交通対策といったらそのアンケートなんか見ましたら、5,000万円ぐらいの税金を投入してます。これはもっと増やしてもいいんですか、どう考えますかというようなアンケートありましたよね。副市長の答弁、アンケートのねらいというようなことを聞きますと、どうも議案に細かな技術面というようなところにばかり移っているんじゃないかということがありますので、私の再質問は、通告もしていますように交通弱者をこれに対して、行政がそういう市民に対してどういう施策をやるかというのは、本市の活性化策を考えるあらゆる事情の根幹にこの問題の解決というところが非常に重要であると。地域交通対策を強力に推し進めるといのが、この地域のいわゆる活性化のための一番ベースになる課題じゃないかということのように思っているんですよ。それで、

あえて交通弱者というようなわけのわからん言葉をつくったんですが、僕は思い切った交通弱者対策があらゆる本市の、いわゆる地域活性化の根底になるという前提に立って再質問するんですが、これ、副市長ね、交通弱者という概念、どのような概念をお持ちですか。本市における交通弱者といったときに、どういう概念で考えておられるのか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 自力による移動手段を持たない方というふうに捉えております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美君。

○18番（岩薮昭美君） 非常に簡潔でわかりやすい言葉なんですね。ところが、宍粟市の住民の多くを考えた場合に、自力で交通手段持たない人をもって交通弱者と言うのか。僕はね、それはちょっと考え方が、概念が狭いんじゃないかと思うんですね。例えば言いますと、羅列しますとね、運転免許を所持していない人と同時に所持できない人、いわゆる年少の者は持てませんわね。病弱の人、もちろん弱者です。自家用車というのが唯一の最大の交通手段だという本市において、自動車を保有できない人、あるいは保有してない人、あるいは車は持っているけど、なかなか家族全員が3台も4台も車を持っていくような状況にないと、1台ずつでも車減らせないと、やっぱり維持できないなど、こういう車を維持する、買い換える、こうすることが大きな負担になっている人、そして今までは運転していたけど、年がとっていった免許を返さないといけなくなった人というような人をひっくるめて、僕は本市の弱者だと思うんですね。公共交通機関が本当にはないんですから。限られたバスが限られた時間に限られたことで補助してもらってやっとこさ動いているような現実を見たときに、本市の交通弱者というのはものすごく大きいんじゃないかと。しかし、単に移動手段としてでなくて、やはり市長ですとか、副市長言われたように、病院に行かなきゃいかん、買い物に行かないかんという人も同時に、やっぱり移動手段として市民が生活していくには移動手段というものは非常に大きな社会のベースなんだということ考えたときに、交通弱者というのは、めったやからと多いんじゃないかと。そういう考え方に立って、本当に移動に不自由な人、不便な人というのは、本市4万3,000人の人口の中にどのぐらいの人がいるんだということを考えたり推定なさったことがあるでしょうか。副市長どうでしょう。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 今のところ資料では正確な数字は持っておりません。いろ

んなケース、おっしゃるようにケースがあると思います。やはり、交通弱者、おっしゃるとおりだと思います。身体的、経済的、あるいは自分の意思で、どう言いますか現在にマッチした交通手段を持たない方もおられると思います。特に自家用車の問題も我々もいろいろ考えております。高齢になれば、安全のために免許を返納される方もございますので、そういった方も含めてアンケートの中で把握をしたいという思いで実施をいたしておるところでございます。

○18番（岩薮昭美君） どれくらいの数字があるというようなことをお考えになったことはありますか。

○副市長（岩崎良樹君） 今のところ数字は把握しておりませんが、ここに今資料がございます。当然、75歳以上になりますと免許がかなりのパーセントで持たれていないという方がおられると思います。その人数が6,500人程度だというふうな資料は持っております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美君。

○18番（岩薮昭美君） 住民がいわゆるこの地にいつまでも住み続けたい、あるいは住んでよかったと本当に思う社会づくり、基盤づくりというのは、これは行政の一番の究極の目的であろうと思います。そこに集中と選択の目を向けるということは、僕は宍粟市の活性化の一番のベースになるんじゃないかと思うんで、今回のアンケート、あるいはそれに基づいて基礎データとして取り組まれていく姿勢を強く求めたいと思うんですね。そうしないと他の都市に比べて、あるいは他の都市との格差をどう埋めるか、それによって住民の本当の日常生活の基盤をどうするかというのは、僕は大きな政策課題だし、宍粟市の一番のテーマだろうと思うんですね。そういったことを考えていく上に、技術的なバスの運行時間だとか、自治会が運行に協力といいますか、どうですかなんていう粗末なことの前に、これをどうするかという選択と集中というものを是非とも市長にはお考えいただきたい。

今、5,000万円ぐらいのお金が自分の市のほうで何らかの関係をしながら、あるいは神姫バスへの直接的な助成というような形で出ているようでございますが、僕はこれ、こういうことでなかなか本市4万3,000人の交通の弱者、特に住みよい、動きやすいまちづくりの基盤はつくれないんじゃないかなということで、しつこくお聞きしているんですが、これ市長ですかね、本気でここへ過疎自立促進の中でも交通については、いろんな総務省がソフト事業の事例も研究会が出しているようでございますが、単にこれをデマンド方式をとるか、バス会社への助成をとるか、自主運行をとるかなんていう技術的なこともさることながら、市として地域交通と

いうものは何にも増して他市との格差是正のために、市民の生活のために欠くことのできない集中すべき事業だという御認識があるかどうか。この見解を改めてお尋ねをしたい、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほども申し上げましたように、重要な課題でもございます。そういった中で、方法はまだこれからいろいろ検討が必要だろうと思いますが、そうした中で、それらも取り入れていきたいと。ただ、財源的なことになりますと、また別のそういった整備に関する費用があるのかもしれませんが、しかし、そういったことが該当するようであれば、逆にその補助残のものが過疎債が使えるかとか、こういった技術的なものも含めて検討してまいりたいというように思います。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美君。

○18番（岩路昭美君） 不必要なものだというお考えはないということはわかるんですが、結局、当局の事務方の方にお尋ねしますが、このソフト事業の年間上限1億4,000万円余り、これは間違いないですか。もしないとすれば、過疎債というのは充当率95%ですよ。そしたら自主財源というのは年間720万円、これぐらいのものをぶち込むことによって1億4,000万円強のいわゆる地域交通に関する財源というのは、後々交付税算入もなされる、合併特例債を使うより使いやすぐらいの、同じ借金は借金なんですけど、借金なんです。これはやっぱり、過大な財源経費なんで、そんなものはとてもじゃないかというような考えなのか、僕はそれぐらいでなら集中すべきではないかという考えを持っているんですが、今、市長言われましたように、現在やっている事業、現在支出しているもの、あるいはそれに対して国県からの補助金との兼ね合いというような技術的なことはあろうと思いますが、ざくっといいまして、一般会計、特別会計を含めて400億を超える、いわゆるこの予算規模を持つ中において、地域の住民の生活の足を確保するという主要な事業に投じる費用としては、私は大きなものじゃないんじゃないかと。取り組む姿勢があるかないかという気がすると思いますので、この点、再度取り組みの姿勢について、是非とももう一歩突っ込んだ答弁がいただければと思います。市長お願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、申し上げましたように重要な課題であるというふうに認識をしております。そういう方向で取り組みたいと。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美君。

○18番（岩路昭美君） 時間がないので、このまちづくり協議会について、地域協議会との違い、そして、合併協議で設置された地域協議会も40回の会合を通じていろんな役割をやってくれたと。そして、今度住民が自らの身近な問題解決のためにまちづくり協議会をつくったんだと、こういうことを言われました。それはそれでいいんですが、僕は大変この混迷があるんじゃないかなと思うんですね。何でそういうことになるのかなということと思うんですが、まちづくり協議会に関する資料、民生常任委員会でこれいただきました。そしたら、これ担当はどう書いてあるかということ、いわゆる本庁まちづくり担当課がまちづくり協議会の庶務を所管するところになってますね。市民生活部ですよ。ところが、今、企画部において一生懸命やっておられる自治基本条例の検討委員会というのがあります。ここにも同じくまちづくり担当課が担当しますよということがはっきり書いてあるんですよ。まちづくりと。そういうのが書いてあるんです。自治基本条例検討委員会要綱、宍粟市告示第17号の7条、委員会の諮問はまちづくり担当課において行う。ところがこの基本条例は、まちづくり担当課というと、これ企画部なんですよ。これ一体行政の中でもまちづくり担当課というのは、一体どこにあるんだと。企画なのか、民生なのか。片一方、恐らくまちづくり協議会も自治基本条例をつくっている、基本条例が策定されますと非常に関係の深いことになる。何で片一方は民生がまちづくり担当課が協議会を所管して、自治基本条例については企画になっていると。まず、第一ここに混同がなされている。一体まちづくり協議会、どっちが、企画部なんですか、市民生活部が所管するんですか。将来、この活動に絡んではいろいろと疑問点もあるんですが、まず、予算とか経費とか、いろんな問題も毎日、日常あるわけなんですよ。これ一体どういうことだと。まず、担当の方々はどう思っておられますか。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 自治基本条例の設置要綱でございますけれども、その中に岩路議員が言われますように、まちづくり協議会のメンバーの方が自治基本条例の検討委員さんに入っていくというふうなことをうたっておるわけでございます。そんな中ですが、自治基本条例につきましては、あくまでも企画部が担当しております。まちづくり協議会のほうにつきましては、まちづくりのいわゆるコミュニティづくりというふうな観点から、まちづくり推進課、いわゆる市民生活部の所管にあるというふうなすみ分けをしていることとでございます。ですから、まちづくり協議会につきましては、市民生活部のまちづくり推進課というふうなことに担当

分けしております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薨昭美君。

○18番（岩薨昭美君） こういう紛らわしいことは中で調整されないと、それは行政の中でそうだから、かつての地域協議会と今度のまちづくり協議会、混同するようなことになるんですね。だから、市長が言われたそういう位置づけとか役割というものと、前の協議会等がごちゃくそになってしまっているということが言えるんじゃないかと、こういったことはやっぱり市民に向けて、市民の自主的な活動を促したいということならば、まず本もとにおいてきちっとされるべきであるし、要綱とか、こういう条例とか、こういったときにはよく調整をしていただきたい。

それと、もう一つ、このまちづくり協議会について、これは市長の答弁を求めないことになるんじゃないかと思うんですが、こういうことが書いてあるんですね。まちづくり協議会の役割について。そこで、各町につくるまちづくり協議会とその上部機関として連絡協議会というのがあるんです。その連絡協議会の中には、各町が実施するしそう元気大作戦の予算等の調整というのがある。予算の配分だとか調整だとかという権限は、そんなん口で言うて、おい、ちょこちょこっとやってくださいよというようなことにはならないはずなんですね。予算、決算の流れの中で、そういうことは必ず出てくる、しっかり踏まえていなければならない。何でこんな権限があるのか。これまちづくり協議会条例を議会で審査しましたよね。そんなこと1行も書いていない。予算の調整がなんていうのは、権限を、条例にもないことが何でここでは住民の前にこういうことが示されるんですか。住民これ示したら、これわしらの権限でその予算を多いとか少ないとか、これああせえ、こうせえということをやれるんだと思ってしまうじゃないですか。こういうことも混乱のもと。そこへもってきて協議会の中に、新市建設計画及び総合計画の推進状況及び地域の活性化についての提言ってあるんです。提言っていったって、こんなもん、言うてるだけやと。聞きおく程度に、紙やったら、ふんと言うといたらええんやとということやったら、まちづくり協議会ばかにしたことだし、住民は本気になりませんわ。これ提言の受けとめ方というのは大きいですよ。

ところが、今の過疎計画のことを今聞いたって、そういう方向で考えましょうという市長の答弁があったから、議会としてもそういう考え方で、自分たちの責任も含めて財源問題にまで責任を持って審議に加わらないかなあ。議決に至るまでには十分協議せないかなあという気持ちに我々はなつとる。議会がこういうことに対する提言だとか、そんなようなことを言うてもらったこともないしね、政策形成

過程で議会の皆さんどうですかと、議会としてはどうですか、何かの方法で事前にひとつ、これは事前審査でも何でもなし、調査研究なんです。議案の事前審査と意味が違うんです。それがないのに何でここにある。これを混同する人があるんですよ。そんなもん議会がごちゃごちゃ言うことあらへんと。おれらで決められる、やれるんやないかと思ってしまうたら、そんなもん、とんでもないことになるでしょ。何も議会が威張って、議員が権限振り回して威張った話じゃない、数字の話なんです。これが僕が混乱、混迷が起きてくると言ったゆえんなんです。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、私のところでは、そういうお話は聞いておりません。そこにある調整だとかということについては、配分された予算をどういう事業に使いましょうとか、いろいろそういう調整であります。だから、議会で議決した、そしてまた本庁から配分をした予算、それをどう使うかという調整。それから今提言ということがあって、議会には一つも提言なんていうことを言わないじゃないかという話ですが、議会にはもともと提案権があるわけですから、そのことも十分御承知おきをいただきたい、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美君。

○18番（岩薮昭美君） はい、わかりました。しっかりせいやと、ちゃんと書こうが書くまいがあるやないかと。やったらどうやとこういうことなんでね、大いにやらせていただかないといけないということを、再認識をさせていただきました。

そこで、僕はこのまちづくり協議会の予算とか、予算の中をどう使うかという配分なんていう漠然とした話をされていますが、本当はこれ地域の振興基金のいわゆる成果配分を活用して、元気なまちづくりをしようというのが本来の目的であるとするならば、そのこのところをはっきりこのまちづくり協議会条例に書いておかればいい。基金の果実を配分し、それを有効たらしめるためにつけて書けば、その中でその中の金の使い道をどう配分しようとするかといういいじゃないですか。その限定的な条例改正を1条なされるならば、僕らはここを市長に今さら、あんたたちにもともと提言、提案権があるんだというようなお説教を聞かなくても済む。まちづくり協議会は限定的にここなんですよと、この財源について自主的にうまく活用、生かしたいという願いのもとにつくったんならば、本当のことをここに明快に書かれる。そうされると誤解を招くことはない。協議会の委員の方々も、ああ、おれたちの役割はこの部分だなと。私はそう思うんですがどうですか。条例改正の必要性はあると私は思うんですが、いかがお考えでしょう。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それぞれの市民局管内のまちづくり協議会が、ただ単なるその過日だけということ限定することが果たしていいのか。もっといろんな事業が出てきた場合には、ほかのことも入れてやっていけるということから考えれば、これの果実を限定してということではいかんのかなというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、18番、岩薮昭美議員の一般質問を終わります。

続いて、17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 17番、伊藤です。よろしくお願ひいたします。

地域情報化通信基盤整備事業一期工事について御質問いたします。

この事業は、富士通株式会社と宍粟市白谷市長が、工期平成20年3月8日から平成21年3月25日までの請負金額約11億円で契約したものです。しかしながら、平成20年12月24日に議員の関係する会社と、事業所等は有料とする契約がなされています。ここでお聞きしたいのは、富士通との契約では建物の固定資産等の戸数をもとにすべての家庭、事業所等が整備される予定ではなかったのですかということが1点です。

それから、2点目。平成21年9月定例議会において、有料工事の引込工事について5万円を超した費用として、300件分1050万円が予算化されています。この費用は富士通との契約内の費用ではなかったのですかというのが2点です。

それで、次に、契約書の内容によると、契約書というのはこういう契約書がありますね。それの中の内容を読みますと、第9条の2のところでは設計図書に基づく工事施工とあります。第19条では、設計図書の変更による請負金額の変更のところがあります。ここでお聞きしたいのは、平成20年12月24日に事業所等の有料化を行ったとき、富士通との契約でどのような設計図書の変更がなされたのか、これに伴う請負金額がどのように変更されたのか。

以上、この3点についてお聞きしたいと思ひます。

次に、エネルギーについてお聞きいたします。

これからの社会状況を考えると、地域間におけるエネルギー開発競争の時代が来るのではないかと考えております。

まず、太陽光発電についての宍粟市の現況と今後の取り組みについてお聞きします。

2点目に、風力発電についての考え方。

3 点目に、水力発電についての考え、取り組みは。

そして4 点目に、木質エネルギーについての取り組みと今後は、という4 点についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 伊藤一郎議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 伊藤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、エネルギー問題についてであります。石油をはじめとする化石燃料の需要は増加を続け、石油が採掘可能な可採年数は、あと40年余りと言われております。太陽光発電をはじめとする自然エネルギーの導入は将来のエネルギー政策上重要な役割を担っていくものと思われまます。こうした考えから、宍粟市では、今年度より補助金を設けて、自然エネルギーの導入促進を図っているところであります。

まず、太陽光発電につきましては、8月末現在で32の補助金申請を受け付けしており、今後さらに周知を図り、一般家庭への導入を進めているところであります。また、現在改築中の一宮南中学校、河東小学校の校舎にそれぞれ20キロワットの太陽光発電設備の設置を進めており、今後も引き続き公共施設への導入を検討してまいります。

次に、火力（後刻訂正発言あり）発電につきましては、6年前に一宮町の段ヶ峰周辺において、民間事業者による大規模な風力発電が計画をされましたが、イヌワシの生息が確認されたことにより中止になっております。他地域での可能性も踏まえながら、民間事業者の動向を見てまいりたいというふうに考えております。

次に水力発電ですが、宍粟市には大小の溪流や用水路が数多く流れ、そのエネルギーは膨大であると推察されます。こうした溪流を生かし、一宮町千町にあります森林王国の拠点施設では、平成14年度に出力3キロワットのミニ水力発電を設置をいたしております。現在、森のゼロミッション推進市民会議においても、ミニ水力発電をテーマとした研究が進められており、今後、市内の企業等との連携によるミニ水力発電システムの実現に向けて、検討を進めてまいりたいというように考えております。

最後に、木質エネルギーについてであります。現在、宍粟市では木質ペレット燃料の普及を進めており、公共施設への木質ペレットストーブの設置とまほろばの湯への木質ペレットボイラーの設置を行っております。木質バイオマスを燃料とするストーブの設置についても、本年度から導入補助金を設けており、8月末現在、

3件の申請を受けております。木質ペレットにつきましては、現在、市外から購入しておりますが、目指すところは市内での循環であり、市内での製造についても検討しているところであります。また、森林の伐採現場で発生する林地残材については、これまでは林内に放置されてきましたが、現在、市内の林産現場において、兵庫県や関係機関、民間企業と連携してエネルギー利用に向けての実証検討に着手しているところであります。宍粟市は広大な面積と森林資源を有しており、これらを活用したエネルギー創出は、宍粟市らしさを生かした資源循環型社会を実現し、新たな産業を創出する上で非常に重要であると考えますので、今後も積極的な展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

次の問題につきましては、副市長のほうがお答えを申し上げます。

先ほど、次に、火力といたしましたが、風力の間違いでございますので訂正いたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） お尋ねの地域情報化通信基盤整備事業につきまして、従来企画部から現在総務部に所管が変わっておりますので、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。なるべく詳しく御説明をしたいと思いますが、もし足りないところがありましたら、後ほど担当のほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目のお尋ねのこととございますけれども、第一期工事、平成20年8月8日から21年3月25日、御案内のとおり請負金額約10億9,000万円を結んでおりました。その中で、平成22年12月24日に市内の1業者と事業所・店舗等について有料で施工する契約がなされており、これはもともと富士通との契約の範囲ではなかったかというお尋ねのこととございます。

このことにつきまして、富士通は当初契約、申しあげましたように20年8月8日でございます。富士通と当初契約する以前に、1つは、以前の政策会議におきまして、事業所・店舗等の引き込みについては事業所等の負担とするということを決めておりました。2点目に、平成20年の8月、直注工事、いわゆる事業所負担の工事になりますので本体工事には入らない、いわゆる富士通の請負工事には入らないということをお富士通と市と協議決定をいたしておる経過がございます。そういう状況がありますので、第一期工事でございますけれども、契約時点では事業所等の引き込みにつきましては、富士通との契約には入っておりません。でございます。

なお、詳細を申し上げますと、覚書がございます。御案内のとおり19年10月31日時点での覚書でございます。これは、それぞれ対象件数につきましては、国勢調査等を参考にしまして、覚書の段階では1万4,500世帯ということでございますので、これについては明確ではございませんけれども、事業所も含まれたという解釈もいたしておるところでございます。しかしながら、申しあげましたように、本契約、一期契約、初期契約の中では、引込工事については富士通の契約外といたしておる状況でございます。

それから、関連いたしまして説明を申し上げたいと思っておりますけれども、21年の9月の総務文教委員会、あるいは21年9月の一般質問等々、変更契約等の、本会議等におきまして、当初は引込工事全体が富士通の施工であったが、変更になった旨の答弁もいたしております。これも確認をいたしておりますが、これは申しあげましたように、平成19年3月31日付、富士通との基本的な覚書時点のことでありまして、富士通の施工の範囲に入っておったものが、一期工事当初契約には入っていないという趣旨の発言でございました。

また、関連しまして市内の1業者、いわゆる1会社との契約が交わされているとの御質問がございました。これは契約ではございませんで、富士通の請負外、いわゆる事業所等の引込工事を市内業者に施工させることについて、後日のメンテナンスのこともありますので、適切な業者を選考するため、市内登録業者、12社でございますけれども、から一定の条件を選定をして、結果、1業者が決定をいたしましたので、平成20年12月24日付でその業者に選定通知をさせたものでございますので契約をいたしたものではありません。その時点におきまして、結果的にこの業者数が1社のみでありました。1社のみでございまして、いろいろ御意見をいただきました。当時の考え方といたしましては、標準的な工事価格を取り決めをいたした中での施工契約でございますので、適正なものとして決定をしておりました。しかし、工事の数が多く、進捗状況が悪かったことや、21年9月の総務文教委員会で委員さん方からいろいろ意見を伺いました。その中で、やはり複数社の体制をとるのが望ましいということがございましたので、平成21年9月に政策会議でその体制を決定をいたしたところでございます。

また、3点目でしょうか、お尋ねの平成21年9月議会におきまして、補正予算1,050万円を計上いたしました。これにつきましては、事業所等が引込工事を負担するということになっておりましたので、その費用が引き込み起点、いわゆる専門的に言いますと、クロージャーからそれぞれ個々に引き込むわけでございますけ

れども、その距離がいろいろまちまちでございましたので、その距離により価格差がございました。これは、市内に住まれており、また営業活動されている業者間の公平性もありますので、それを検討した結果、標準的な費用5万円を超える額につきましては、市が補助をすることに決定し、平成21年9月の政策会議でこれを確定をいたしました。その上、補正計上いたしまして、議会の承認を得ているとごまかしております。したがって、この1,050万円の額につきましては、富士通との契約内費用ではありません。

次に、設計図書及び請負代金の変更につきましては、お尋ねの平成20年12月24日時点の事案では、設計変更は生じておりませんので、第一期工事につきましては、最終精算時において諸内容の変更はありましたが、額の変更はなかったものでございます。

なお、第二期工事につきましては、平成21年12月議会におきまして、変更契約事案として審議をいただき、可決いただいたとおり変更いたしておるところでございます。いずれにしても、伊藤議員が6月6日の本議会で発言されましたように、非常に詳細がございますので、できれば直近の総務文教委員会に設計図書等の詳細資料を添えて、詳しく説明をいたしたいと考えておりますので、御意見をちょうだいいたしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） これ何日やったかな、平成20年12月24日に各店舗にこれ配布されている分で、地域情報化基盤整備事業、事業所・店舗・別荘・空き家等引込工事についての登録業者の説明なんですね。ここに工事の支払いは業者登録への直接払いとしますと、最後の5番のところに載っとんですよ。これは、問題ないんですよ。議員がこういうこの会社に単独登録業者になったということにちょっと疑問は持つんやけども、道義的責任だろうと、それは思うんです。けど、この第5番目の工事費の支払いで業者登録へ直接払いとなると、これの分には何にも僕は問題ないと思うんです、この点においてはね。

そやけどね、この地方自治法の中で92条の2というのがあるんですよ。それはどういうことが書いてあるかといいますと、議員活動の制約、請負の禁止というのがありますね、この92条の2に。それは、「当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につき、その団体の長、委員会もしくはこれらの委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人、または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役もしくは監査役もしくはこれらに準ずるべき者、支配人及び清

算人たることができない」とこう書いてある。この附則の中にこういうことも書いてあるんですよ。「議会の議員の配偶者や子弟が請負することについて、何ら本条の関知するところではない。しかしながら、実際においては実質的な支配力を及ぼし、実質は議員が請け負っているのと何ら異ならないような場合もあり得ると、このような事態についてもこの規定の趣旨から極力避けられなくてはならない」。これの実際の裁判実例なんかもずっとあるんです。そういう裁判実例なんかを読みますと、やっぱり二親等まではだめですよと、議員の3分の2は、あんたこんなことしたらあかんやないかという議決しますと、一応二親等までは請負に参加してはいけないという、やっぱり法令が出ているんですね、裁判の事例が。それで、前の山崎議会ではこの点について、議員の二親等までは請負に参加しないことを申し合わせているわけです。それで、どこでこれが問題になるかといいますと、平成21年9月の定例議会で、有料工事に対して1,050万円の予算化されたことによって、これにかかわってくるわけですよ。

そこで、2点、お聞きしたいんです。

1点目は、事業所等の有料引込工事に対して工事代金が高いと批判した住民に対して、補助金を出しますと、担当者が対応したと聞くが、これは苦情処理のために急遽補助制度をつくったのですかということなんです、聞きたいのは。

もう1点は、この予算化で地方自治法92条の2の対象になり、今言ったことなんです、裁判実例はそうなりますと。それに対して、行政も責任があるんじゃないかと。こういうことをある程度はやっぱり認識して、こういうことを行政も関係してくるんじゃないか、この92条の2については。そこら辺を行政としてはどうこのことについて、平成21年の9月の時点で予算化したときに、協議したのかしていないのか、そのことについて。その点をお聞きしたいんです。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 担当者が標準工事費5万円を超えているじゃないかという苦情を受けたということは、私も聞いております。その中で、苦情処理として補助金を出しますといったようなことはないと思います。そういうことじゃなしに、やはり総合的な結果を見ますと、やはり5万円以上になる見積もりといいますか、業者見積もりが多いということでございますので、実態を把握した場合、やはり公平性を保ちたいということで政策決定にかけて5万円以上についての1,050万円を補正計上したところでございます。

議員、あるいは特別公務員等にかかわります業者の問題でございますけれども、

法の基本は直接かかわっていなかったら問題がないというふうに我々は読み込んでおります。判例については私の知識が存じておりませんが、その該当業者につきましても会社謄本等も取り寄せまして、そのときに調査をいたしておりますし、そういった該当するような氏名もございませんので、それはよしとしたように考えております。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 何でこれがファクスでみんなの事業所へ行った、これが何で20年12月24日だったかなということを考えるんですよ。要するに、こないななんは、もっと早うてもええはずなんで、もしするんだったら。このときね、ちょうどね、し尿券問題で議会は百条委員会を設置するかしないかで大きくもめているときなんです。それが僕ダブって、このとき思うんですけど、そのときの状況が。それで、こんなことはないと思いますけどね、このときにこの話し合いをするときに担当者の間でどういう話でこういうものが決まったんかということね、市長ね、やっぱりしっかりと調査してもらいたいと思いますね。あんまりにもね、こないな時期にまた出てくるというのがね、おかしいんですよ。初めから出すんやったら出したらいいわけでしょう。契約していないんでしたら、富士通と。

それと平成21年の決算が10月にありますね。ケーブル工事の仕様書を含めて資料を出してもらいたい。でないと、この決算でこれ十分やらないと、この問題はやっぱりちょっと、僕が今まで長いこと27年間ずっとやってきたけども、こういうケースはまれで初めてなんです。僕はね、こういうケースにぶつかったんは。だから市長の考え方、ちょっとお聞きしたいんですけどね。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この件、ちょっと私も詳しいいきさつ等については存じ上げておりません。ただ、報告の中では今答弁があったようなことを聞いております。ちょっと私もそのときに言ったんですが、あまりにも慌てていろんなことをやり過ぎたと。したがって、どこでチェックするのかわからんんじゃないかということをお願いしたわけでありまして、私の知る範囲では、その工場内の工事がいろいろばらつきがあるということが1点と、それから、その当時1社だけだったわけです。1社だけというのはおかしいやないかと。今の技術ですれば、電気屋さんなんか講習を受ければやれるはずだと。その電線とファイバーとは扱いが違いますから、ファイバーはかなり丁寧に扱わなきゃならんと。そういう問題はありますが、そういうことで富士通に連絡をするようにということで、講習を市内の業者ほか、その時

点で参入されていない業者の皆さんに集ってもらって講習をしたわけです。そして、その中から1社希望もあって、今までの1社と新しい1社を加えたということ、これは私も1年前のことですから、記憶をいたしております。

それから、ばらつきにつきましては、確かに100メートルもやらないやならん工場と5メートルで済む工場とそれはおかしいじゃないかと。そういったことでそれはある一定の施策を講じてやるべきじゃないかと、こういったことでやってきたと。その2点については覚えております。詳しいことについては、また今調べるようにということでありますので、調査をいたします。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） これは、また決算にも関係あることですから、10月に十分決算でやったらいいと思っております。

それから、次にエネルギーの問題で、今、全国的にいろんなシンポジウムが行われています。小水力発電シンポジウムというて、これはどこでやったやつかな。四国でやっていますね。いろんな資料があるんですけども、この中を読んでみますと、昔あった水車なんかも発電能力があるように書いてあるわけですね。それで、市長に検討してもらいたいと思うのは、そこに今度河川改修やりますよね。この手前に水路が恐らくできると思うんです。今水路がありますが、それが恐らく市役所のほうへ寄ってくると思うんですけども、できたらそれに5つぐらい水車をつくってもらって発電してもらって、その発電でこの庁舎の電気が賄えるような、そないなことも一回考えてもらったら、それをわざわざ見に来る観光客が来るかもわかりませんし、それから、やっぱり市民にアピール、自然エネルギーというものはこういうものやというアピール、子どもたちにも見学するコースにもなりますし、ちょうどそこに公園もありますから、そういう意味でこういうこともひとつ検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 庁舎の電気がすべて賄えるというのは、これはかなりのものでないと無理だろうと思いますが、それも駐車場でありますとか何らかの形ではできると思います。提案としてお聞きをして検討してまいりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、17番、伊藤一郎議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は、明日9月10日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで延会といたします。

御苦労さまでございました。

（午後 4時37分 延会）